

# 大山町地域福祉計画・ 大山町地域福祉活動計画

(第4次計画)

令和5年度～令和9年度

「元気で明るく住みよい福祉の町づくり」



令和5年3月

(令和8年3月見直し)

大 山 町

大山町社会福祉協議会



# 大山町地域福祉計画・地域福祉活動計画 目次

## 第1部 地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本的考え方

1. 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 1 -
2. 社会福祉法による位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 1 -
3. 計画の位置づけと範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 3 -
4. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 4 -

## 第2部 大山町の現状と課題

1. 世帯・高齢者・障がい者等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 5 -
  - (1) 人口の推移と将来推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 5 -
  - (2) 世帯の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 6 -
  - (3) 高齢者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 6 -
  - (4) 障がい者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 7 -
  - (5) 母子・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 8 -
2. 大山町での福祉サービスの提供や利用の状況・・・・・・・・・・ - 9 -
  - (1) 高齢者保健福祉サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 9 -
  - (2) 障害福祉サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 14 -
  - (3) こども・子育て支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 20 -
  - (4) 総合支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 22 -
3. 社会資源の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 23 -
  - (1) 社会資源（保健・医療・福祉等のサービス資源）・・・・・・・・・・ - 23 -
4. 地域福祉の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 26 -
  - (1) 地域での福祉ニーズの把握と社会資源の活用・・・・・・・・・・ - 26 -
  - (2) 福祉サービスの情報提供と相談体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 26 -
  - (3) 集落等、生活の場におけるネットワーク（関係性）の構築・・・・・・・・・・ - 26 -
  - (4) 福祉サービスの利用援助（権利擁護）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 26 -
  - (5) 安心して地域で暮らしていくためのボランティア活動等の福祉のまちづくりの推進 - 27 -

## 第3部 地域福祉推進の方策

1. 地域福祉の理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 28 -
  - (1) 既存の計画の理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 28 -
  - (2) 地域福祉計画の理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 28 -
2. 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 29 -
  - (1) 住民意識の高揚へ向けた啓発活動の推進・・・・・・・・・・ - 31 -
  - (2) 住民参加・参画による地域福祉活動の推進・・・・・・・・・・ - 33 -
  - (3) 生活に不安を抱える住民への支援活動の推進・・・・・・・・・・ - 36 -
  - (4) 地域福祉のネットワーク化と連携・協働の推進・・・・・・・・・・ - 39 -

(5) 町と社会福祉協議会との連携強化	40
第4部 大山町地域福祉活動計画	
1. 基本理念	41
2. 基本目標	41
3. 目標を達成するための取り組み	41
① 調査活動の充実	41
② 情報発信・広報活動の充実	41
③ 福祉教育の推進	42
④ 小地域福祉ネットワーク活動の推進	42
⑤ ボランティア活動の振興	42
⑥ 高齢者・障がい者等への支援活動	43
⑦ 生活上の困りごとや不安を抱える方への支援活動	44
⑧ 総合相談体制と福祉サービス利用支援体制の整備	44
⑨ 福祉団体の活動支援と連携	45
⑩ 社会福祉協議会の財政基盤強化	45
第5部 地域福祉推進体制の整備	
1. 大山町の推進体制	46
2. 地域福祉活動計画との連携による地域福祉の推進	46
第6部 関連諸計画について	
1. 重層的支援体制整備事業実施計画	47
2. 成年後見制度利用促進計画	53
資料編	
1. 用語解説	55
2. 令和4年度大山町地域福祉アンケート集計結果	57

「障害」の表記について

この計画では、「障害」と「障がい」の用語を分けて使っています。

「障がい」・・・単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合

「障害」・・・「障がい」と表記することにより、その用語の持つ意味が失われたり誤解される恐れがある場合（例：法令等の名称、他の機関・大会等の固有名詞、医学用語等の専門用語として用いる場合、著作物を引用する場合）

# 第1部 地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本的考え方

## 1. 計画策定の背景と趣旨

現代は、少子化・高齢化の急激な進行や女性の社会進出、家族構成・個人の扶養意識の変化など、地域社会を取り巻く環境がより大きく変化しつつあります。

このような状況のもと、社会福祉への期待や関心が高まっており、誰もが身近な地域で、安心して暮らせるような地域福祉体制の充実が求められています。

これを実現させるためには、地域の人々がともに支え合い、助け合いの心をもった思いやりのある地域福祉の基盤整備や施策の確立に向かって、住民・関係機関・行政が、お互いの役割を確かめあいながら、連携して取り組んでいく必要があります。

このため、総合計画の基本構想における町の将来像の一つである「地域でつながり支えあう健康と福祉のまちづくり」の実現をめざし、福祉の基本計画として平成20年度～平成24年度に「大山町第1次地域福祉計画」並びに「大山町第1次地域福祉活動計画」を策定しました。その後計画期間を経過するごとに、両計画の推進状況を検証し、また社会情勢を反映させながら、これまで第2次（平成25年度から平成29年度）、第3次（平成30年度から令和4年度）の「大山町地域福祉計画・大山町地域福祉活動計画」を策定してきました。

本計画（第4次計画）は、第3次計画までの諸計画を踏まえ、さらに社会福祉法の改正に合わせて、福祉施策全体の調整、地域社会への住民参画の促進、大山町の社会福祉の総合化を加速化させるものです。

## 2. 社会福祉法による位置づけ

（資料）

### 社会福祉法 第一条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という）の推進を図るとともに、社会福祉の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉事業の増進に資することを目的とする。

### 社会福祉法 第四条（地域福祉の推進）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

### 社会福祉法 第五条（福祉サービスの提供の原則）

社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

### 社会福祉法 第六条（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施を図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

### 社会福祉法 第百六条の二（地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務）

社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めよう努めなければならない。

一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二第二項に規定する子ども家庭センターが行う同項に規定する支援に係る事業若しくは母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二條第一項に規定する事業

二 介護保険法第百五條の四十五第二項第一号に掲げる事業

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七條第一項第三号に掲げる事業

四 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九條第一号に掲げる事業

### 社会福祉法 第百六条の三（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他

の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

### 社会福祉法 第一百七条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### 3. 計画の位置づけと範囲

大山町地域福祉計画・大山町地域福祉活動計画は、地域住民、行政、社会福祉協議会、ボランティア事業者等が相互に協力し合い、連携して「元気で明るく住みよい福祉の町づくり」をめざして、福祉のまちづくりを推進していくために定めるものです。

大山町地域福祉計画は、大山町の長期基本計画である「大山町未来づくり10年プラン（平成28年度～令和7年度）」を上位計画とし、すでに策定済の「大山町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度～8年度）」「大山町障がい者プラン（第3期大山町障害者計画（令和6年度～令和14年度）・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）（令和6年度～8年度）」と既に策定済の「第3期大山町子ども・子育て支援事業計画：令和7年度～11年度」に共通する理念・目標を内包し、社会福祉法第107条に掲げられている事項を一体的に定めた計画として位置づけます。

また社会福祉協議会が策定する、積極的な住民活動を中心とした「地域福祉活動計画」と相互に連携・協働していきます。

この計画でいう地域とは、大山町全域を言います。

#### 4. 計画期間

この計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とし、3年ごとに見直すもの  
とします。（令和8年3月に中間見直しを実施）

年度 計画名	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9
大山町地域福祉計画・大山町地域福祉活動計画	(第1次計画)			(第2次計画)						(第3次計画)			(第4次計画)					
大山町未来づくり10年プラン(大山町総合計画)	(第1次計画)						(第2次計画)						(第3次計画)					
大山町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画	(第4期計画)	(第5期計画)	(第6期計画)	(第7期計画)	(第8期計画)	(第9期計画)												
大山町障がい者プラン(大山町障害者計画)	(第1期計画)				(第2期計画)						(第3期計画)							
・障害福祉計画	(第2期計画)	(第3期計画)	(第4期計画)	(第5期計画)	(第6期計画)	(第7期計画)												
・障害児福祉計画								(第1次計画)	(第2期計画)	(第3期計画)								
大山町次世代育成支援行動計画	(後期計画)				※計画再編													
大山町子ども・子育て支援事業計画					(第1期計画)	(第2期計画)	(第3期計画)											

※実線部分は、令和8年度以降の該当期間を示す。

## 第2部 大山町の現状と課題

### 1. 世帯・高齢者・障がい者等の状況

#### (1) 人口の推移と将来推計

令和7年の総人口（住民課数値）は14,672人で、令和2年より698人減少しています。

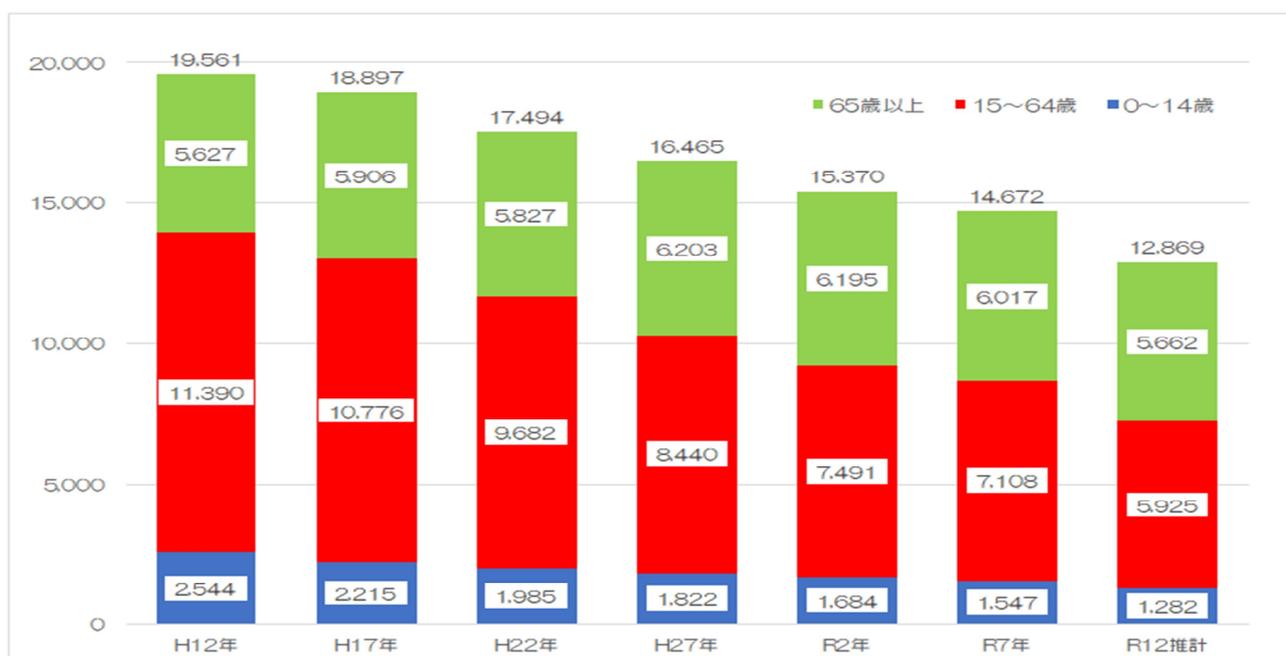
年齢階層別にみると、14歳以下の年少人口は、平成27年では1,822人、令和7年では、1,547人となっています。また、15歳から64歳までの生産年齢人口も平成27年の8,440人から、令和7年では7,108人と減少しており、年少人口、生産年齢人口ともに今後も減少を続けていくことが予想されています。

一方高齢者人口は平成12年の5,627人、平成27年の6,203人と増えていました。令和7年は6,017人（住民課数値）と減少しており、増加は頭打ちとなりましたが、年少人口・生産年齢人口の大幅な減少により、高齢化率は引き続き増加が予想されます。

#### 人口の推移及び将来推計

(人)

年 齢	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年	R7年	R12年
総人口	19,561	18,897	17,494	16,465	15,370	14,672	12,869
割 合 (%)	100	100	100	100	100	100	100
0～14歳 (年少人口)	2,544	2,215	1,985	1,822	1,684	1,547	1,282
割 合 (%)	13.0	11.7	11.4	11.1	11.0	10.5	10.0
15～64歳 (生産年齢人口)	11,390	10,776	9,682	8,440	7,491	7,108	5,925
割 合 (%)	58.2	57.0	55.3	51.3	48.7	48.4	46.0
65歳以上 (高齢者人口)	5,627	5,906	5,827	6,203	6,195	6,017	5,662
割 合 (%)	28.8	31.3	33.3	37.7	40.3	41.0	44.0



※出典：平成12・17・22・27・令和2年-国勢調査確定値、令和7年-住民課数値、令和12年-町推計値

## (2) 世帯の推移

世帯数は令和7年は5,565世帯で、令和2年と比較すると178世帯減少したものの、平成12年と比較すると99世帯増加しています。一世帯あたりの人員は平成27年に2.9人となり、平成27年以降は3.0人を下回っている状況で、世帯の細分化、小規模化が進んでいます。

### 世帯数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
世帯数(世帯)	5,466	5,515	5,338	5,732	5,743	5,565
世帯当たり人員(人)	3.6	3.4	3.3	2.9	2.8	2.6

※出典：各年4月1日現在の住民基本台帳上の世帯数

## (3) 高齢者

大山町の高齢者人口は平成17年に5,906人、高齢化率31.3%でしたが、平成27年には6,203人、高齢化率37.7%と、総人口は減っていますが高齢化率は年々増加し、令和2年には40%を超え、令和7年には41.0%となりました。今後令和12年には44.0%になるとの推計が出ています。

また高齢者世帯構成では、ひとり暮らし高齢者が平成22年に794世帯であったものが令和7年には1,188世帯と394世帯増加し、高齢者世帯は平成22年に594世帯であったものが、令和7年には874世帯と280世帯の増加がありました。今後も要支援高齢者が増加していくと予想されます。

### 高齢者世帯構成

		(世帯)					
		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和4年	令和7年
大山町	独居高齢者世帯	454	794	917	1,080	1,100	1,188
	高齢者世帯	373	594	669	837	868	874
全 国	独居高齢者世帯	4,069千	5,018千	6,243千	—	8,730千	—
	高齢者世帯	5,420千	6,190千	7,469千	—	8,821千	—

※出典：高齢社会白書(内閣府)及び人数別世帯数調(住民課)4月1日現在

介護保険認定者(65歳以上)は平成22年からの10年間で1.6ポイント増加しましたが、高齢者数の増加が頭打ちの状態を示しているため、今後は概ね20%弱程度で落ち着くものと推測されます。

### 要介護(要支援)認定者数 (第1号被保険者)

	(人)								認定率	第1号被保険者 (65歳以上)
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定合計		
平成22年	61	162	155	196	169	171	130	1,044	18.0%	5,799
平成26年	101	137	228	239	188	186	130	1,209	19.8%	6,087
平成27年	127	132	236	222	173	174	129	1,193	19.4%	6,138
平成28年	96	141	243	212	165	197	133	1,187	19.0%	6,217
平成29年	72	134	266	225	163	187	145	1,192	18.9%	6,285
平成30年	93	155	235	220	173	190	126	1,192	18.8%	6,309
令和元年	123	148	251	231	160	183	123	1,219	19.4%	6,280
令和2年	135	154	258	207	175	181	112	1,222	19.6%	6,227
令和3年	156	160	255	208	158	184	117	1,238	19.8%	6,242
令和4年	139	164	256	210	158	161	113	1,201	19.4%	6,178
令和5年	131	147	245	206	163	154	120	1,166	19.2%	6,063
令和6年	168	136	251	192	168	160	101	1,176	19.5%	6,032
令和7年	146	148	265	165	151	174	96	1,145	19.1%	5,997

※各年10月現在の認定者数

#### (4) 障がい者

##### ア. 身体障がい者

平成18年以降の大山町における身体障がい者数は、平成19年の1,099人（総人口に占める割合5.8%）を最高に、これ以降押しなべて減少を続け、令和7年は674人（同4.6%）と425人減少しました。一方、総人口に占める割合は、平成27年から10年間の平均はおよそ5.2%で推移しています。

##### 身体障害者手帳所持者

(人)

H19	H22	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1,099	969	922	835	832	841	882	856	755	798	758	772	674
5.8%	5.5%	5.6%	4.9%	5.0%	5.1%	5.4%	5.3%	4.8%	5.2%	5.0%	5.2%	4.6%

##### イ. 知的障がい者

平成18年以降の大山町における知的障がい者数は、平成22年の176人（総人口に占める割合1.0%）を最高に、令和7年までの直近5年間は、平均191人（同1.3%）で推移しています。令和7年は療育手帳所持者数は最高値の199人で、微増傾向にあります。

##### 療育手帳所持者

(人)

H19	H22	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
126	176	146	138	136	150	153	155	189	181	193	192	199
0.7%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.4%

##### ウ. 精神障がい者

平成18年以降の大山町における精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成27年からの10年間の平均はおよそ147人（同0.9%）で推移していましたが、令和7年の174人（総人口に占める割合1.2%）が最高値となりました。

##### 精神障害者保健福祉手帳所持者

(人)

H19	H22	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
115	145	128	140	153	162	152	159	140	134	148	161	174
0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.2%

##### エ. 自立支援医療（精神通院医療）支給認定者

平成18年以降の大山町における自立支援医療（精神通院医療）支給認定者は、平成28年に301人と300人を超えました。以降、概ね認定者数の推移は微増微減を繰り返す中、総人口に占める割合は微増傾向で推移しています。

##### 自立支援医療（精神通院医療）支給認定者数

(人)

H19	H22	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
240	265	299	301	300	303	302	312	304	335	330	316	322
1.3%	1.5%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.9%	1.9%	1.9%	2.2%	2.2%	2.1%	2.2%

(5) 母子

ア. 合計特殊出生率

平成18年以降の大山町における合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子どもの数）は、平成27年の1.98人を最高値とし、令和元年には1.81、令和5年には1.70を記録するなど数年ごとに高い数値を記録しています。近年は県や全国でも、緩やかな増加基調から減少傾向に転じており、大山町も年次的な変動が大きいものの傾向としては同様にあるものと思われます。また年少人口は微減の状態、今後の推計値としても減少傾向が続いています。

合計特殊出生率

(人)

	H18	H22	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
大山町	1.37	1.34	1.98	1.50	1.63	1.65	1.81	1.22	1.35	1.42	1.70	—
鳥取県	1.52	1.54	1.65	1.60	1.66	1.61	1.63	1.52	1.51	1.60	1.44	1.43
全 国	1.32	1.39	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20	1.15

イ. 保育所入所児童・放課後児童クラブ

広域入所を含む町内の保育所入所児童は、平成20年の507人から平成27年の452人に至るまで減少傾向にありましたが、平成28以降は令和2年まで増加傾向を示し、令和2年には519人の入所児童がありました。しかし、令和3年から再び減少傾向に転じています。

放課後児童クラブ利用者数は、令和3年まで増加傾向にありましたが、令和4年児童数の減少に伴い利用者も減少しました。その後、共働き夫婦の増加、子どもの減少に伴う「近所での遊び合い」ができなくなってきたことなどを背景に、利用者は増加傾向にあります。

町内保育所入所児童数（4月1日現在）

(人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
平成20年	3	53	63	121	121	145	1	507
平成22年	4	52	67	113	111	136	0	483
平成27年	11	56	71	102	107	105	0	452
平成28年	12	56	78	87	108	112	0	453
平成29年	9	89	71	107	89	116	0	481
平成30年	9	70	109	89	113	94	0	484
平成31年	8	63	95	130	103	120	0	519
令和2年	13	63	87	116	135	105	0	519
令和3年	11	60	74	108	120	140	0	513
令和4年	9	54	79	90	110	119	0	461
令和5年	6	50	67	95	95	112	0	425
令和6年	5	56	75	70	98	95	0	399
令和7年	6	62	68	79	73	100	0	388

放課後児童クラブ利用者数の推移

(人)

H20	H22	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
91	122	193	177	227	234	230	227	233	173	181	192	203

## 2. 大山町での福祉サービスの提供や利用の状況

### (1) 高齢者保健福祉サービス

大山町における高齢化率は平成22年に33.3%となり、町民3人に1人が65歳以上の高齢者となって以降、令和2年に40%（40.3%）を超え、令和7年には41.0%と、増加傾向が継続しています。このような状況の中、高齢者に対する保健福祉サービスの提供にあたっては、地域の人々がお互いに協力しあいながら、高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって過ごすことができる、心の通い合う高齢社会をめざして、具体的な事業を掲げ積極的に取り組んでいます。

#### 高齢者保健福祉サービスの現状

##### 生きがいづくりの推進

サービス	内 容	取り組み状況（令和6年度実績）
生きがい活動支援事業	65歳以上の方を対象に、地域の集会所等で閉じこもり・認知症予防を目的に運動やレクリエーション、サロンなどを行う。	開催回数 101回 参加者総数 906人
高齢者の通いの場づくり	高齢者の日中の居場所をすることで心身の健康を保ち、地域の支え合い体制を強めることを目的として、町内における地域自主組織や自治会、ボランティア活動団体等が行う高齢者等の“通いの場”を提供する取り組みを支援する。	利用団体 9団体 参加者総数 1,704人
老人クラブ育成事業	単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に対し助成を行い、老人の知識及び経験を生かした生きがいと健康づくりのため、多様な社会活動を通して老後の生活を豊かなものとするとともに、長寿社会づくりを目指す。	活動実施クラブ数 36クラブ 補助金団体数 27団体
長寿祝	満88歳・満100歳を迎えられる高齢者に長寿の祝いを贈り激励する。	100歳祝い対象 12人 88歳祝い対象 132人
輝くシルバー交付金	敬老事業を行う集落に対して、75歳以上の人口を基に交付金を交付し活動を支援する。	利用集落数 144集落

在宅福祉サービス

サービス	内 容	取り組み状況（令和6年度実績）
外出支援サービス	一般の公共交通機関の利用が困難な者で、手帳がある者、要介護状態にある者等に対し、移送用車両により利用者の居宅と医療機関と間を送迎する。	登録者数 31人 利用者数 136人
タクシー助成事業	65 歳以上の高齢者等に対して、利用者の居宅から目的地までの往復のタクシー乗車代金の半額を助成する。	登録者数 438人 利用者総数 2,198人
スマイル大山号の運行（デマンドバス）	自宅から、町が定めた医療機関、介護保険施設、スーパー、金融機関などの目的地までの往復等に利用できるデマンドバスの運行を行う。	新規登録者数 362人 利用者数累計 7,626人
ハンドル型電動車いす（シニアカー）購入補助金	運転免許証を自主返納した高齢者等に対し、シニアカーの購入費用の一部を助成する。	申請件数 3件 ※R6.10より電動アシスト三輪自転車も対象
家族介護用品支給事業	要介護3以上で町民税非課税世帯に属する者を在宅で介護している家族に対し、介護者の負担を軽減するため、介護用品（紙おむつ等）の購入費用の一部を支給する。	登録者数 9人
高齢者補聴器購入助成事業	高齢者の閉じこもりや認知機能の低下を予防し、積極的な社会参画や地域交流への参加を促進することを目的に補聴器購入費用の一部を助成する。	申請件数 29件
ごみ出し困難者に係る戸別収集	高齢者や障がいのある方等、移動に特別配慮が必要と認められる方については、自宅敷地内で家庭ごみを回収する。	利用者数 22人
家族介護者に対する支援	町報等による介護方法の周知・啓発や、高齢者本人や家族等からの相談に応じて個別に対応する。	包括支援センターの総合相談件数 923件

安心して住みやすい環境づくりの推進

サービス	内容	取り組み状況(令和6年度実績)
高齢者等見守りネットワーク 事前登録制度	認知症高齢者等が行方不明になった場合に早期に発見し、本人の安全を確保するために、情報の事前登録を行う。また、登録者には反射ステッカーの配布も行い、関係機関と協力して、緊急時にすみやかに対応する。	登録者数 8人
認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	高齢者等見守りネットワークに事前登録された認知症高齢者等やその家族が安心して生活することができる環境を整備するため、個人賠償責任保険の加入を支援する。	加入者数 7人
老人ホーム入所措置事業	65歳以上の者であって、心身又は環境上の理由及び経済的理由により家庭において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームに入所委託する。	入所者数 7人
地域における見守り活動	高齢者の孤立を防ぎ、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、自治会、民生児童委員、介護又は福祉関係事業所、社会福祉協議会、行政などの関係機関、並びに新聞、郵便配達員等の事業者が協力・連携し、高齢者を見守ることができ取り組みを推進する。	見守り事業者数 24団体  通報件数 3件

認知症に対する取り組み

サービス	内容	取り組み状況(令和6年度実績)
認知症サポーター等養成事業	認知症について正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る応援者となる「認知症サポーター」養成講座を開催する。	開催回数 2回 養成者数 64人
認知症講演会等の開催	地域で暮らす認知症の方やその家族を応援するため、認知症への理解を深める認知症パネルディスカッション、講演会の開催や認知症に関する映画の上映など啓発活動を進める。	開催回数 2回 参加者総数 194人
家族の集いの開催	介護する家族等が集まり、日ごろの思いや悩みを気軽に語り合い、情報交換・相談・勉強の場を設け、介護者の孤立感や身体的・精神的負担の軽減につなげる。	開催回数 12回 参加者総数 52人
本人ミーティングの開催	認知症の本人が集い、自らの体験や希望等や暮らしやすい地域の在り方を一緒に話し合う場を設定する。	開催回数 6回 参加者総数 11人

介護予防の取り組み

サービス	内 容	取り組み状況(令和6年度実績)
元気アップ教室	要支援1、要支援2及び基本チェックリスト該当者に対して、通所介護施設などに通ってもらい、器具を使った運動、食に関する指導・相談、口の体操、レクリエーション・軽体操などの介護予防教室を行う。	開催回数 436回 利用者総数 4,161人
3B体操教室	体力の維持向上や仲間づくりを目的として、65歳以上の方を対象に音楽に合わせ専用の道具（ボール・ベル・ベルター）を使った体操等を行う。	開催回数 72回 延べ参加者数 651人
水中運動教室	65歳以上の高齢者に対して、介護予防のため温泉プールで専門スタッフが、水中運動やストレッチなどの指導を行う。	開催回数 83回 延べ参加者数 1,046人
運動習慣定着教室	町内事業所でフレイル予防を目的とした運動習慣定着教室を実施する。	中山地区参加者数 357人 名和地区参加者数 157人 大山地区参加者数 660人
高齢者食生活支援事業	65歳以上の者及びその家族に対して、介護予防を目的に地域の集会所等で、食生活改善に関する研修会・教室を実施し、食生活改善のための普及・啓発を行う。	実施回数 16回 参加者数 311人
地域リハビリテーション活動支援事業	町内において介護予防等に係る自主活動を行う集落、団体または、介護サービス事業所等に対して、地域における介護予防の取組を機能強化するために、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士等）の関与を促進することを目的として、地域リハビリテーション・介護に関する勉強会等に対して、専門職の派遣を行う。	利用団体 8団体 実施回数 10回 参加者総数 109人

地域包括の取り組み

サービス	内 容	取り組み状況(令和6年度実績)
地域ケア会議	医療や介護等の専門職をはじめとした多種職協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワークの構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握を推進する。	会議回数 17回

## (2) 障害福祉サービス

大山町の障がい者の状況は、令和7年では、身体障がい者 674 人、知的障がい者 199 人、精神障がい者 174 人となっています。

障がい福祉施策については、平成 18 年度から『障害者自立支援法』が施行され、それまで身体、知的、精神と障がい別に提供されていた福祉サービスが共通化され、サービスの提供主体も市町村に一元化されました。

また、福祉サービスの利用者負担の見直しによる原則 1 割の自己負担が定められるなど大きな変化があり、制度の定着に向けて各種の対策が図られてきたところです。

本町においても、この法律に基づき、「大山町障がい者プラン（大山町障害者計画・第6期大山町障害福祉計画）」に具体的サービスの目標量を定め、福祉の充実を図ってきました。

なお、平成25年度から施行された『障害者総合支援法』により、障がい者の範囲の拡大等が行われました。また、平成28年4月からは「障害者差別解消法」が施行され、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、障がいのある人からの何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で日常生活や社会生活を送るうえでのバリア（障壁）を取り除くため、合理的な配慮（行政機関等は法定義務）を行わなければなりません。

さらに、平成30年4月1日に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」では、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する一層の支援や高齢障がい者に対する介護保険サービスの円滑な利用促進のための見直しや、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細やかに対応するための支援拡充を図り、障がいサービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが定められました。

具体的には、以下の制度等の創設などが図られています。町としても、引き続き必要な対応を行い、適切な制度の運用に努めます。

- 自立生活援助の創設
- 就労定着支援の創設
- 居宅訪問型児童発達支援の創設
- 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用
- 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築〔障害児福祉計画の策定〕
- 医療的ケアを要する障がい児に対する支援

障害福祉サービス等の現状

自立支援給付事業（介護給付）

サービス	内 容	取り組み状況（令和6年度実績）
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	利用者数 19人
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。	利用者数 1人
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際に必要な援助等を行う。	利用者数 2人
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危機を回避するために必要な支援、外出支援を行う。	利用者数 1人
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等の複数サービスを包括的に提供する。	利用者数 0人
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間の入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。	利用者数 63人
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。	利用者数 5人
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等に短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	利用者数 7人
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に関し食事、入浴、排せつの介護や生活等に関する相談助言を行う。	利用者数 35人

自立支援給付事業（訓練等給付）

サービス	内 容	取り組み状況（令和6年度実績）
自立訓練 （機能訓練・生活訓練） ※機能訓練と生活訓練を 統合	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間目標を設定し、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。	機能訓練利用者数 0人 生活訓練利用者数 2人 うち通所型 0人 うち宿泊型 2人
就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。	令和7年10月から開始予定
就労移行支援	一般企業等での就労が可能と見込まれる人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。	利用者数 3人
就労継続支援 （A型＝雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。 A型は雇用契約を締結し、労働基準法等の関係法規を遵守する必要がある。	A型利用者数 16人
就労継続支援 （B型＝非雇用型）		B型利用者数 82人
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整、指導・助言等の支援を行う。	利用者数 0人
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う。	利用者数 0人
共同生活援助 （グループホーム）	主に夜間において、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行う。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供する。	利用者数 35人/月

自立支援給付事業（相談支援）

サービス	内 容	取り組み状況（令和6年度実績）
計画相談支援	障がいのある人の心身の状況や環境、障害福祉サービス等の利用の意向等を勘案して、支給決定又は支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成するとともに、支給決定後の一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。	利用者数 178人/月  障がい者向け事業者数 3か所 障害児向け事業者数 3か所
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している障がいのある人の住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う。	実施件数 1件
地域定着支援	居家でひとり暮らしをしている障がいのある人の常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談等を行う。	実施件数 0件

障害児通所支援等

サービス	内 容	取り組み状況（令和6年度実績）
児童発達支援	療育が必要とされる未就学の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作、指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。	利用者実数 16人
医療型児童発達支援 ※令和6年4月から児童発達支援に統合	肢体不自由で理学療法等の機能訓練や医学的管理下での支援が必要と認められた未就学の障がいのある子どもに対して、児童発達支援及び治療を行う。	利用者実数 1人
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がいのある児童等で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出が著しく困難な子どもに対して、子供の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。	利用者数 0人
放課後等デイサービス	学校（幼稚園、大学を除く）に就学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、地域交流の機会等の継続的な支援を行い、自立の促進と放課後等の居場所づくりを行う。	利用者実数 31人
保育所等訪問支援	専門知識を有する指導員や保育士が保育所等を訪問し、障がいのある子どもや保育所等の職員に対し、障がいのあ	利用者実数 13人

	る子どもが集団生活に適応するための訓練や、職員への支援方法等の指導等の専門的な支援を行う。	
障害児相談支援	障がいのある子どもの心身の状況、置かれている環境、本人や保護者のサービス利用の意向を踏まえ、サービス等利用計画の作成及び見直しを行う。 また、サービス事業者等との連絡調整等の支援を行う。	利用者数（人／月） 47人  事業所数 3カ所

地域生活支援事業（必須事業）

サービス	内 容	取り組み状況（令和6年度実績）
相談支援事業	障がいのある人やその家族などからの相談に応じ、福祉サービスを利用するために必要な情報の提供や助言を行うことにより、障がいのある人の自立した日常生活を支援する。 また、権利擁護のために必要な援助を行う。	事業所数 5カ所
意思疎通支援事業	聴覚障がいや音声・言語機能障がいにより意思疎通が困難な人に、手話通訳者・要約筆記者等を派遣することで、意思疎通を円滑にするための支援を行う。	利用者数（人／月） 3人
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、ストマ装具等の日常生活用具の給付または貸与を行う。	給付件数 262件
手話奉仕員 養成研修事業	聴覚障がいに関する福祉に理解と熱意を有する方に、養成カリキュラムに基づいた研修等を通して指導を行う。	開催回数 58回
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、地域における自立した生活と社会参加の促進のために、外出の支援を行う。	利用者数 8人
理解促進研修・啓発事業	障がい児者への理解促進研修・啓発を目的とするセミナーを毎月開催し、広くサービスや制度説明、障がい特性、権利擁護等のテーマを取り扱う。 また、県西部障害者自立支援協議会のホームページを作成し、活動の周知を図る。	実施回数 1回
地域活動支援センター 運営費負担事業	障がいのある人に、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流等を行う施設の運営費を負担する。	センター数 3カ所

生活支援事業（その他事業）

サービス	内 容	取り組み状況
日中一時支援事業	日中、施設などで障がいのある人に一時的な見守りなどの介護サービスを提供することにより、障がいのある人の家族など、日常的に介護を行っている人の就労支援や一時的な休息の確保を目的とする。	利用者数 8人
自動車改造費補助事業	身体障がい者が自動車を所持する場合、就労や社会参加の促進を図るため自動車の改造経費を補助する。	件数 1件
奉仕員養成研修事業	視覚に障がいのある方への情報提供支援充実のため、点訳及び朗読に関する奉仕員養成を行う。	研修回数 37回

※ 障害福祉サービスの利用者数については、障害者総合支援法に基づくサービス利用者数を記載。

### (3) 子ども・子育て支援事業

大山町における0～14歳の年少人口は、平成17年に2,215人であったものが、平成27年には1,822人、令和7年には1,547人へと、依然減少傾向が続いています。

児童の健全育成に関する福祉施策の実施にあたっては、子育てについての第一義的責任は父母その他の保護者にあると基本認識の下に、家庭や地域など、子どもたちを取り巻くすべての場で、子育てについての理解が深められ、子育ての喜びが実感できるようなまちづくりをめざし、第3期大山町子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～11年度）により、具体的な取り組みや方向性を明記して児童福祉の充実を図っています。

#### 地域子ども・子育て支援事業の状況

サービス	内容	取り組み状況（令和6年度実績）
利用者支援事業	子育て支援の情報提供や相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を実施する。	令和7年度から 大山町こども家庭センター設置
延長保育事業	保護者の仕事や家庭の状況により、通常の保育時間を超えて保育する。	中山みどりの森 217人 名和さくらの丘 465人 大山きゃらぼく 460人 大山 11人 大山ひめぼたる 49人 延べ利用者合計 1,202人
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	なかよしクラブ 48人 なわっ子クラブ 46人 あすなろクラブ 16人 大山西児童クラブ 57人 大山児童クラブ 21人 利用登録者合計 188人
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	保護者が疾病等の理由により、児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設などで 養育・保護を行う。	大山町では、町内外の施設3か所と委託契約を実施。 利用延べ日数 32日
乳幼児全戸訪問事業	産後の母子を支援するため、家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。	訪問件数 63件
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための訪問支援を行う。	訪問件数 42件
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・助言、情報の提供、その他の援助活動を行う。	なかやま 564人 なわ 1,613人 だいせん 1,335人 合計来館者数 3,512人
一時預かり事業	家庭において保育を行うことが一時的に困難となった小学校就学前の児	中山みどりの森 37人 名和さくらの丘 167人

	童を保育所などの施設で一時的に預かる。	大山きゃらぼく 149人 合計利用者数 353人
◆病児保育事業	病気の児童を保護者が家庭で保育することができない場合に預かる。	利用者数 11人 延べ利用日数 53日

サービス	内容	取り組み状況(令和6年度実績)
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	児童の預かり等の援助を受けることを希望する方(おねがい会員)と援助を行うことを希望する方(ひきうけ会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。	ひきうけ会員数 91人 おねがい会員数 184人 両方会員数 20人 活動件数 155件
子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援 家事・子育て等に対して不安・不安を抱えた子育て家庭等を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する。	令和7年度から開始
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等必要な支援を実施し、親子間の適切な関係性の構築を図る。	令和7年度から開始
妊婦等包括相談支援事業	主に妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行う。	実施件数 61件
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育所等において、乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるために、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用可能な通園制度を実施する。	令和8年度から実施予定
産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う。	ケア実施日数 73日 ケア利用者 35人 訪問ケア実施回数 7回 訪問ケア利用者 7人

(4) 総合支援

制度・分野ごとの縦割りを超えて、高齢者、障がい者、子育て支援等の地域の福祉課題に総合支援を行うための総合相談支援体制づくりを図ります。

サービス	内 容	取り組み状況（令和6年度実績）
重層的支援会議	<p>単独の支援機関では対応が難しい場合に、相談支援機関の抱える課題の整理、支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理など、支援の進捗管理、調整などを行う。また、相談先が不明確な事例、支援関係機関等による役割分担や調整が必要な事例の相談受付。</p>	令和7年度から開始
避難行動要支援者名簿の整備	<p>災害時避難の際に配慮が必要な高齢者、障がい者等の要配慮者の中で、個別に避難支援が必要な「避難行動要支援者」を整理し、制度の周知や対象者の個別避難計画の作成等を行い、災害に対する備えを整備する。</p>	<p>台帳登録者数 21人            個別避難計画作成 21件            自主防災組織作成数 275件</p>
成年後見制度利用支援事業	<p>成年後見等の申し立てが必要な方について「町長申立」を実施したり、通常の申し立てを行った際の費用や、後見人等の報酬について助成する。</p>	<p>認知症等高齢者案件            町長申立件数 2件            助成件数 2件</p> <p>障がい者案件            町長申立件数 0件            助成件数 2件</p>

### 3. 社会資源の現状（令和7年3月31日現在）

#### （1）社会資源（保健・医療・福祉等のサービス資源）

ア. 民生児童委員 58人（定数59人中、欠員1人） 主任児童委員 3人

イ. 医療機関 11箇所

- ①佐々木医院      ②名和診療所      ③小谷医院      ④キマチ・リハビリテーション医院
- ⑤大山口診療所    ⑥大山診療所      ⑦菅医院      ⑧江原歯科医院
- ⑨明石歯科      ⑩国谷歯科医院    ⑪小山歯科クリニック

ウ. 福祉施設など

#### ・介護関係福祉施設

介護老人福祉施設 2箇所

- ①特別養護老人ホーム ル・ソラリオン名和    ②特別養護老人ホーム 大山やすらぎの里

介護老人保健施設 3箇所

- ①介護老人保健施設 はまなす                      ②介護老人保健施設 小谷苑
- ③介護老人保健施設 サンライズ名和

地域密着型介護老人福祉施設 1箇所

- ①地域密着型小規模特別養護老人ホーム 大山やすらぎの里 めぐみ館

認知症対応型共同生活介護 2箇所

- ①グループホーム 陽だまりの家なかやま      ②グループホーム ばんだの里

通所介護 3箇所

- ①ル・ソラリオン名和      ②大山町社会福祉協議会 通所介護だいせん
- ③大山やすらぎの里

通所リハビリテーション 4箇所

- ①介護老人保健施設 はまなす                      ②介護老人保健施設 小谷苑
- ③介護老人保健施設 サンライズ名和              ④大山口診療所

地域密着型通所 3箇所

- ①サンライズデイサービスセンター              ②ばんだの里やすはら通所介護事業所
- ③大山町社会福祉協議会 地域密着型通所介護ほほえみ

地域密着型認知症対応型通所 1箇所

- ①ばんだの里ところご通所指定介護事業所

訪問介護 4箇所

- ①はまなす訪問介護事業所                      ②ホームヘルパーセンター玉真園
- ③大山町社会福祉協議会訪問介護だいせん      ④ばんだの里ヘルパーステーション

軽費老人ホーム 3箇所

- ①玉真園      ②ケアハウス ル・ソラリオン名和      ③ケアハウスかすき

サービス付高齢者向け住宅 2箇所

- ①サンライズハウス                      ②ばんだの里やすはらハウス

訪問看護 1 箇所

- ①はまなす訪問看護ステーション

訪問リハビリテーション 3 箇所

- ①大山口診療所      ②キマチ・リハビリテーション医院
- ③介護老人保健施設はまなす

小規模多機能ホーム 2 箇所

- ①よろず承り処かずき      ②ばんだの里

・障がい児者福祉関係施設

就労継続支援 A 型事業所 1 箇所

- ① ストーク作業所

就労継続支援 B 型事業所 5 箇所

- ①小竹の郷大山分場      ②ストーク作業所
- ③小竹の郷      ④セヌ      ⑤YSSだいせん

指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所） 3 箇所

- ①大山町社会福祉協議会 サポートセンターだいせん
- ②障害者生活支援事業所はまなす
- ③相談支援事業所リリーフ

生活介護事業所 3 箇所

- ①小竹の郷      ②大山町社会福祉協議会 支援通所介護だいせん
- ③柿木村共同作業所

重度訪問介護事業所 2 箇所

- ①大山町社会福祉協議会 支援訪問介護だいせん      ②医療法人 佐々木医院

居宅介護事業所 2 箇所

- ①大山町社会福祉協議会 訪問介護だいせん      ②医療法人 佐々木医院

共同生活援助事業所 1 箇所

- ①高田の柿木村ホーム

短期入所事業所 1 箇所

- ①高田の柿木村ホーム

放課後等デイサービス事業所（障がい児対象） 1 箇所

- ①キッズクラブともだち

・子育て関係施設等

保育施設 5 箇所

- ①中山みどりの森保育園
- ②名和さくらの丘保育園
- ③大山きゃらぼく保育園      ④大山保育所      ⑤大山ひめぼたる保育園

放課後児童クラブ 5施設

- ①なかよしクラブ ②なわっ子クラブ ③あすなろクラブ ④大山児童クラブ  
⑤大山西児童クラブ

ファミリー・サポートセンター 1箇所

- ①こども課内

地域子育て支援センター 3箇所

- ①中山みどりの森保育園 ②ふれあい会館内 ③大山きゃらぼく保育園内

子育てサークル 3サークル

- ①子育てサークルなかやま ②子育てサークルなわ ③子育てサークルだいせん

町立図書館 3箇所

- ①図書館本館 ②図書館大山分館 ③図書館名和分館

絵本の読み聞かせボランティアサークル 3グループ

- ①名和公民館サークルとつげきお話隊 ②読み語りてんぐちゃん  
③読み語りボランティア麦の会

児童館 3箇所

- ①ふれあい児童館 ②あすなろ児童館 ③中高児童館

児童養護施設 1箇所

- ①社会福祉法人光徳子供学園

・社会教育施設

公民館 5箇所

- ①中山公民館 ②名和公民館 ③大山公民館  
④大山公民館高麗分館 ⑤大山公民館大山分館

・その他福祉施設

隣保館 3箇所

- ①人権交流センター ②中山ふれあいセンター ③中高ふれあい文化センター

エ. 地域コミュニティ

・地域自主組織 10団体

- ①ふれあいの郷 かあら山 ②まちづくり大山  
③かくわの郷 庄内 ④支え合いのまち 御来屋  
⑤やらいや逢坂 ⑥きばらいや上中山  
⑦楽しもなかやま ⑧なわのわ  
⑨きらり光徳 ⑩大山の里 所子

#### 4. 地域福祉の課題

大山町という地域には、どのような地域のニーズがあるのか、解決すべき課題は何かということとを明らかにしていく必要があります。今回の計画策定に当たっては、福祉推進員の協力の下、地域福祉に関するアンケート調査を行ってニーズを把握し、地域福祉計画策定委員会で論議された地域福祉の課題を整理しました。

##### (1) 地域での福祉ニーズの把握と社会資源の活用

- ア. 安心して地域で暮らしていくために、計画的・定期的なニーズ調査や地域における住民活動等から情報収集を行い、不足する社会資源の把握や地域における福祉ニーズ等の把握に努め、そのうえで福祉サービス提供事業者や当事者団体、関係機関等とのさらなる連携や、買い物難民対策等の新しい社会資源の開発も必要である。
- イ. 社会資源に関する情報や知識が地域住民や福祉関係者、団体などで十分に共有・浸透されていないことが課題である。
- ウ. 子どもから高齢者まで、誰でもわかる社会資源マップが必要である。

##### (2) 福祉サービスの情報提供と相談体制

- ア. 地域生活の中で生活のしづらさが生じた場合、特に社会的に孤立・孤独にある者にも配慮し、課題を解消していくための必要な福祉サービスやボランティア活動、助け合い活動などについての情報が適切に得られるような体制を整備しておくことが必要である。
- イ. 高齢者・障がい者・児童などの制度をまたいだ総合相談窓口の設置・充実が必要である。
- ウ. 高齢者・障がい者・子育て中の各世代では、情報入手の方法が違うので、その特性に応じた情報提供の方法を配慮していくことが必要である。
- エ. 新型コロナウイルス感染症は、感染予防の観点から、人と人との接触や外出の自粛等、生活様式を大きく変え、これに伴い人との交流不足等から生じる新たな課題も認識されるようになった。こうした新たな脅威や社会的課題に対しても、速やかに対応可能な体制整備を進めておく必要がある。

##### (3) 集落等、生活の場におけるネットワーク（関係性）の構築

- ア. 小地域（集落単位）の中での生活課題について、定例的に情報交換や課題解消のための話し合いを行うなど、小地域におけるネットワーク作りや、必要に応じて地域自主組織との連携できる体制づくりが必要である。
- イ. 災害等緊急時にも対応できるネットワークを拡充することが大切である。
- ウ. ネットワーク活動の中で生じてきた課題について、解消が困難な場合は、町や社会福祉協議会と連携したり、ケアマネジメントの活用が必要になるのでその体制づくりを整備することが必要である。

##### (4) 福祉サービスの利用援助（権利擁護）

- ア. 高齢者や障がい者の中には、自己の判断でサービスを選択したり、契約を結んだりすることが難しい利用者もいるので、そのような方々への支援策が必要である。
- イ. 福祉サービスの利用者がサービスについての苦情を言いにくいこともあるので、要望の段階で自由に言える環境整備や啓発活動をしたらよいのではないかと。
- ウ. 地域福祉権利擁護事業だけでは対応が困難な場合が多いので、成年後見制度のさらなる利用促進を図る。

(5) 安心して地域で暮らしていくためのボランティア活動等の福祉のまちづくりの推進

- ア. 地域福祉を推進していくためには、ボランティア活動等の住民参加活動をどのように進めていくのか、また、そのための人材育成をどう進めていくかが課題である。
- イ. 災害の発生や商店の撤退などの社会情勢の急激な変化を踏まえ、高齢者等の見守りや災害発生時対応等といった、地域課題を地域が解消し、地域が支えていくための仕組みをいかに作るかが課題である。
- ウ. 地域で自立した生活を送るために必要な公的サービスに加えて、民間のサービスも重要になり、有料でも利用できる制度や支援体制を整えることが必要となる。
- エ. 誰もが安心して暮らせるための条件として、バリアフリーを進めていくことが必要である。また、町民自身がバリアを作らない意識を持つことも大切である。
- オ. 福祉サービスを利用する人に共通している問題の一つに、移動の問題がある。この問題を町民一体となり、解決する取り組みを進めていくことが、福祉のまちづくりの第一歩となる。
- カ. 「福祉」とは何か、「福祉」はどうあるべきかを、教育的観点からも含め、根本的に考えてみる必要がある。
  - ※ 家庭を中心とした地域全体での支え合いの体制づくりを推進する。
  - ※ 孤独死対策。特に高齢者や障がい者のみの世帯への見守り体制づくりを推進する。
- キ. 社会的に孤立している人たちには、福祉サービス等の支援が届きにくく、こうした人たちの把握や対策が必要である。
- ク. 高齢や障がい等により、公共交通機関の利用が困難な人が、地域で生活し続けていくために、医療機関への通院や生活に必要な物を買っていく手段や方策が必要である。

## 第3部 地域福祉推進の方策

### 1. 地域福祉の理念

大山町においては、町の基本計画である大山町未来づくり10年プラン（総合計画）（平成28～令和7年度）に基づき、総合的な施策の展開が行われており、福祉部門においても高齢者・障がい者・児童を対象とした各福祉計画が策定され、計画的な福祉のまちづくりが推進されています。

大山町地域福祉計画はこのような既存の計画や理念を踏まえて、総合的な福祉計画として、自然環境に恵まれた大山町という地域で、誰もが健康で安心して暮らせる福祉の町をめざし、大山町民一人ひとりがお互いに協力し支え合う町づくりを進めていく必要があります。

#### （1）既存の計画の理念

##### ア. 大山町未来づくり10年プラン（大山町総合計画）（第2期：平成28～令和7年度）

「人が主役の3つの歯車」によるまちの活性化の推進

##### イ. 大山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期：令和6～8年度）

高齢者が地域社会の一員として尊重され、安全に安心して暮らせるよう、地域社会を構成する様々な主体が役割を果たしながら協力・理解・連携することで、生涯をとおして健やかで生きがいをもって暮らすことができる、心のかよいあう地域社会をめざします。

##### ウ. 大山町子ども・子育て支援事業計画（第3期：令和7～11年度）

良質かつ適切な内容及び水準にて、一人ひとりがかげがえのない個性ある存在として認められる環境整備、子どもの育ちと子育てを地域社会で支援していくことを通じ、安心して新しい家庭を築き、子どもを産み育てたいという希望がかなえられるとともに、すべての子どもが健やかに成長できるまちづくりを目指します。

##### エ. 大山町障がい者プラン（大山町障害者計画（第3期：令和6～14年度）・障害福祉計画・障害児福祉計画）（第7期障害福祉計画：令和6～8年度）（第3期障害児福祉計画：令和6～8年度）

障害者権利条例や整備された国内法等の考え方を基本とし、差別の解消及び権利擁護の推進や障がい者が地域で自立した生活を送るための各種取組を進めます。

また、障がいのない人が障害を正しく理解するとともに、障がいのある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合うことができる、共生社会の実現を目指します。

#### （2）地域福祉計画の理念

これからの大山町の地域福祉の理念を表す標語を次のとおりとします。

### 「元気で明るく住みよい福祉のまちづくり」

#### 標語の説明

「元気で明るく」は、自分らしい生活が維持されることを意味します。それは、介護や福祉サービスを利用する必要が生じてもより元気で明るく前向きな生き方を応援するものです。

「住みよい福祉のまちづくり」は、健康づくりや環境問題、災害対策等も含んだ福祉のまちづくりをめざしていこうという考え方を表しています。

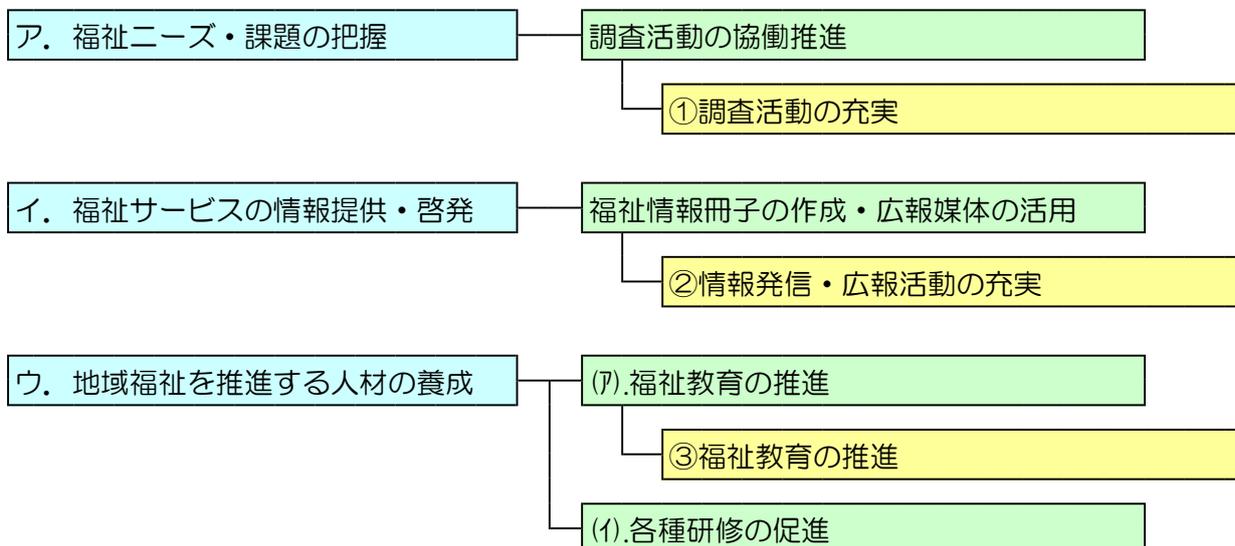
## 2. 施策の体系

凡例

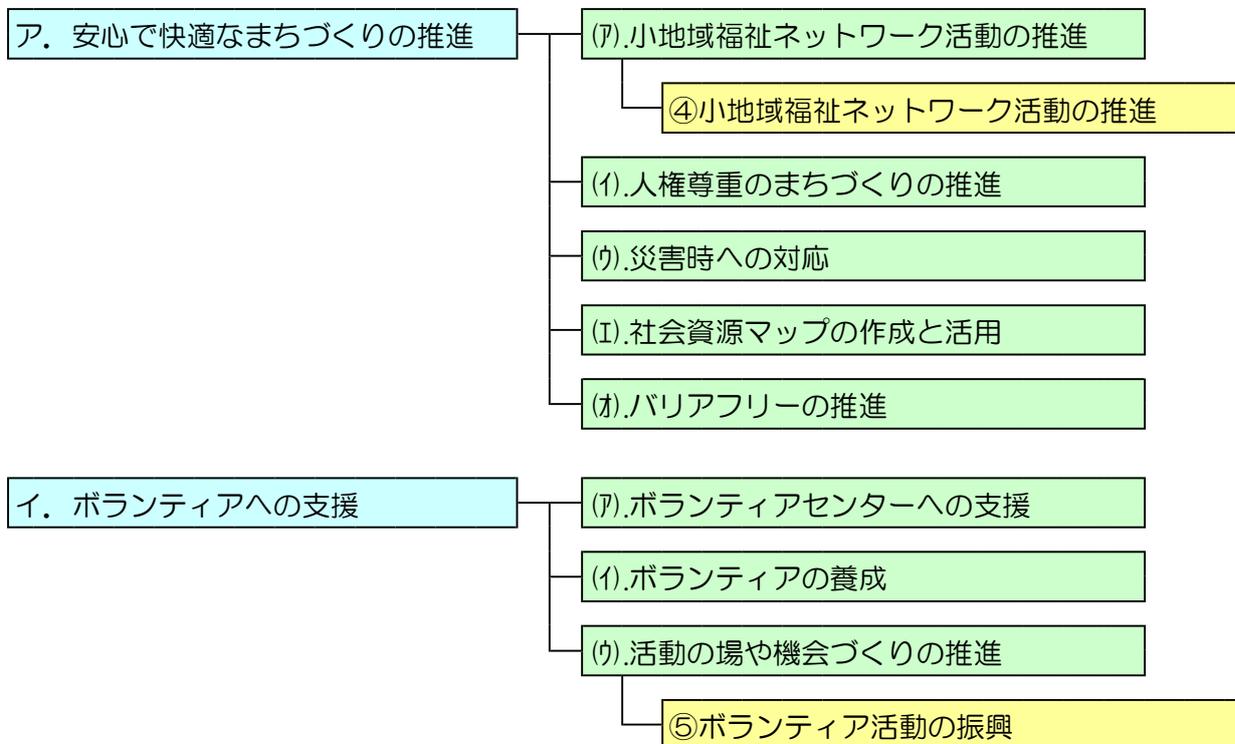
町福祉計画：施策

社協活動計画：実施事業

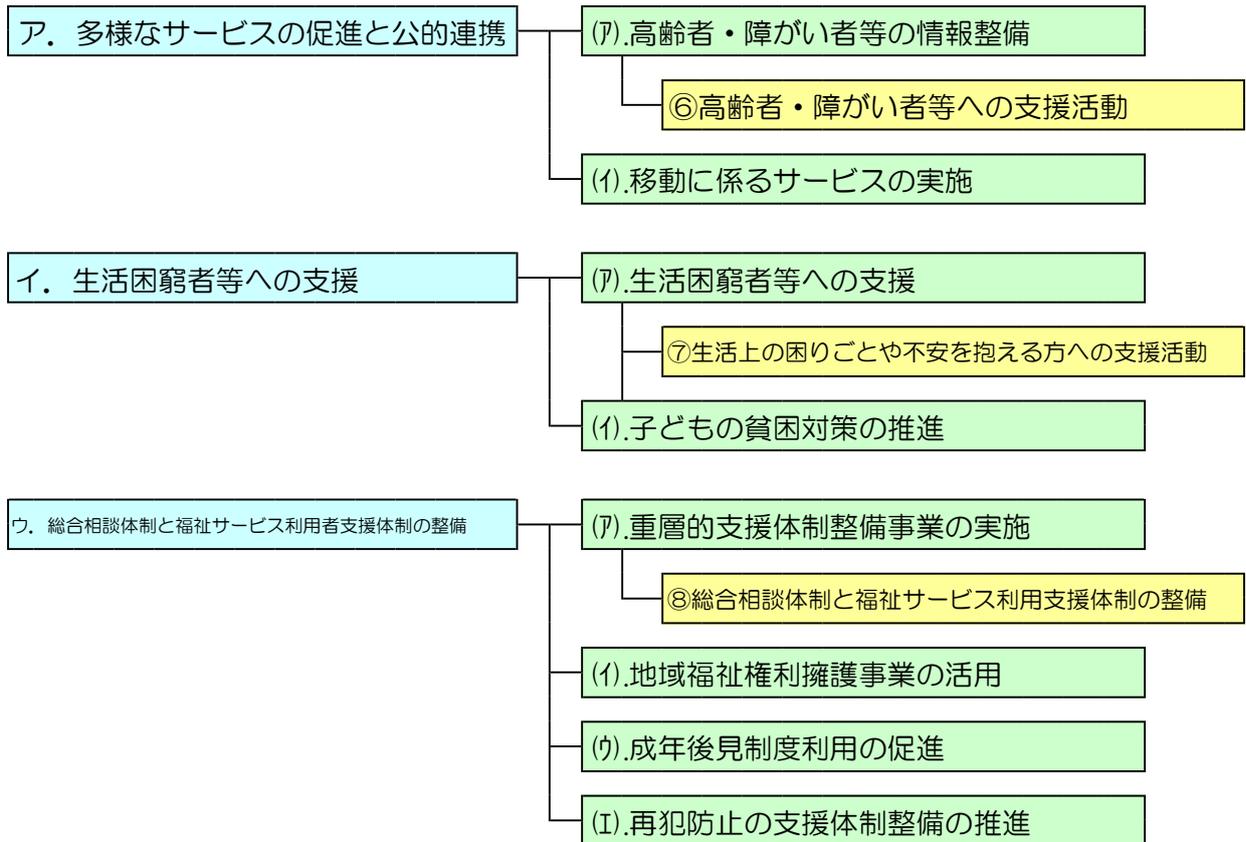
### (1) 住民意識の高揚へ向けた啓発活動の推進



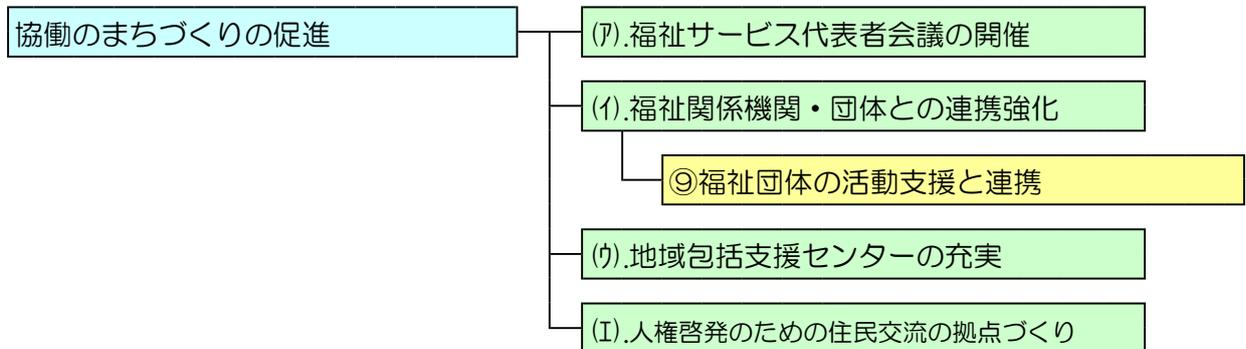
### (2) 住民参加・参画による地域福祉活動の推進



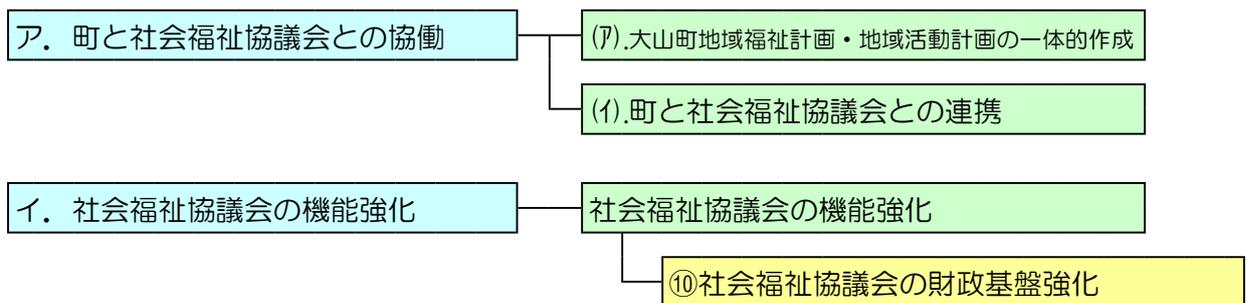
(3) 生活に不安を抱える住民への支援活動の推進



(4) 地域福祉のネットワーク化と連携・協働の推進



(5) 町と社会福祉協議会との連携強化



(1) 住民意識の高揚へ向けた啓発活動の推進

ア. 福祉ニーズ・課題の把握

地域福祉の方向性として、解消すべき地域課題（ニーズ）を把握し、その課題の特性に応じて、自助・互助・共助・公助等による適切な役割分担により、課題解消を目指します。

そのために計画的なニーズ調査の実施、小地域福祉ネットワーク活動等からの情報収集、福祉サービス提供事業者や当事者団体及び関係機関等との連携強化等を推進します。

・施策：調査活動の協働推進

- ① 社会福祉協議会と協働して、障がい者等、対象者別福祉ニーズ調査を実施します。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 調査活動の協働推進	実施	→			

イ. 福祉サービスの情報提供・啓発

福祉にかかわるサービスは、行政が直接行うものをはじめ社会福祉協議会やNPO、各種ボランティア団体等が行うものがあり、その内容も多種多様にわたります。

これらの情報が必要な人に迅速かつ適切に伝わるよう、わかりやすい情報発信に努めます。

・施策：福祉情報冊子の作成・広報媒体の活用

- ① 高齢者・障がい者・子育て支援等の福祉サービスを一元的にわかりやすく整理して、情報が必要な人の特性に配慮した福祉情報冊子（福祉便利帳）を、適宜改訂作成します。

- ② 町広報誌・町ホームページ、ケーブルテレビ等を通じ、福祉サービス情報コーナーを設け、適時性のある情報発信を継続します。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 町民福祉便利帳の作成			改訂配布	→	
② 福祉サービス情報コーナー	検討	実施		→	

ウ. 地域福祉を推進する人材の養成

地域福祉を推進していくには、福祉人材の養成や育成の視点が必要です。この人材養成性等には大きく、業務として福祉分野に携わる人や民生児童委員、福祉推進員など、実際に地域福祉活動を担っている方々を対象とするものと、子どもを含めた一般の町民の方やボランティア活動、住民活動に関心を持つ方を対象とするものの二つの視点があります。

特に、次代を担う世代である子どもたちへの福祉教育は、大山町地域福祉計画が掲げる理念「元気で明るく住みよい福祉の町づくり」を実現させるためには極めて重要なことであり、積極的に推進していきます。

・施策：（ア）福祉教育の推進

- ① 福祉への理解を深め、地域福祉活動に参加していく子どもを育てていくため、社会福祉協

議会や学校と連携して、福祉教育を推進していきます。

- ② 地域の社会福祉施設の協力を得て、ふれあい体験やバリアフリー体験等の実体験を通じた福祉教育を行っていきます。
- ③ 社会福祉協議会と連携して、親子参加型のボランティア活動等を企画・実行し、家庭における福祉教育を推進していきます。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 福祉教育の推進	実施				
	➔				
② ふれあい・バリアフリー体験教育の実施	実施				
	➔				
③ 家庭における福祉教育の推進	実施				
	➔				

・施策：（イ）各種研修の促進

- ① 社会福祉協議会や関係機関・団体と連携して、社会福祉従事者研修や福祉サービスの質の向上のための研修への参加を促進していきます。
- ② 社会福祉協議会と連携し、民生児童委員、民生委員協力員、福祉推進員、保健推進員及びまちづくり委員等の研修の充実を図ります。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
研修への参加の促進	実施				
	➔				
民生児童委員等の研修の充実	実施				
	➔				

(2) 住民参加・参画による地域福祉活動の推進

ア. 安心して快適なまちづくりの推進

地域福祉の推進は、町民一人ひとりが自らの課題と認識し、考え、参加し、協力することで、安心して生活できるまちをつくることを目標にしていく必要があります。

そのためには、同じ地域に住む住民同士が助け合い、協力し合って課題を解消することが大切であるという共通認識が必要となります。これを進めるため、定例的な話し合いや情報交換をする、課題解消のための小地域福祉ネットワーク活動を行い、町や社会福祉協議会等との連携を推進します。

あわせて啓発事業の取り組みを通じて、町民の人権意識の高揚を図り、すべての人が大切にされ、それがあたりまえに根付いたまちをめざします。女性の積極的な参画を促進し、性別による固定的な役割分業意識の見直しを進めます。

また自然災害や火災等を想定し、自主防災組織等との連携や小地域福祉ネットワーク活動を通じて、災害に対する備えを推進します。

このほか日常生活においては、今ある社会資源が有効に活用されることが必要です。このためには、生活環境のバリアフリー化を推進するとともに、施設や製品等について利用しやすくするUD（ユニバーサルデザイン）導入の取り組みや、研修、教育、啓発を通じた心のバリアフリーに対する取り組みも進めていきます。

・施策：（ア）小地域福祉ネットワーク活動の推進

- ① 区長、民生児童委員、民生委員協力員、福祉推進員、保健推進員、まちづくり委員、老人クラブ及びPTA等の小地域福祉ネットワーク活動を推進します。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 小地域福祉ネットワーク活動の推進	強化				

・施策：（イ）人権尊重のまちづくりの推進

- ① 住民一人ひとりが、誰とでも隔たりなく接することの大切さをしっかり認識するため、複雑かつ多様化する人権問題についてより多くの人に知ってもらえる機会を充実させていきます。
- ② 女性の積極的な参画を促進するため、ワークライフバランスを重視して、家庭や地域の中で実現していくための広報・啓発活動を推進します。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① みんなの人権セミナー等の開催	実施				
② 男女共同参画社会の推進	強化				

・施策：（ウ）災害時への対応

- ① 高齢者や障がい者等に対する災害情報の伝達や情報を得ることが確実にできる方法を検討し、実施していきます。
- ② 集落自主防災組織と小地域福祉ネットワーク活動を通じて、自助・互助・共助の活動支援と、公助としての支援体制整備を進めます。

- ③ ひとり暮らし高齢者や高齢世帯、障がい者等（要支援者）の情報把握について、日頃から関係部局と連携すると共に、必要に応じて民生児童委員へ情報を提供したり、また協力を得ながら災害時避難行動要支援者名簿（要援護者台帳）を整備します。
- ④ 災害時にあっては、要支援者情報を関係機関と共有し、迅速に対応します。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 高齢者や障がい者等への災害情報の提供促進	検討・実施				
② 集落自主防災組織と小地域福祉ネットワークの連携	検討・実施				
③ 災害時避難行動要支援者名簿（要援護者台帳）の整備	実施				
④ 災害時における要支援者情報の活用	実施				

・施策：（エ）社会資源マップの作成と活用

- ① 小地域（集落）の中で、一人暮らし高齢者等、要支援者の所在を明らかにするため、生活に必要な商店や交通手段・配達サービスなどの情報も掲載した社会資源マップ作りと、その有効活用を促進します。
- ② 町や社協のホームページ等に社会資源マップを掲載し、有効利用を促進します。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 社会資源マップの作成・活用	作成・活用				
② 社会資源の情報提供の促進	実施				

・施策：（オ）バリアフリーの推進

- ① 町や社会福祉協議会が連携して、調査結果や要望等を踏まえて、自助・互助・共助・公助により解消・改善を図ります。
- ② 新たにバリアを作らない運動（自転車放置や、障がい者用駐車場使用の防止等）を、展開します。
- ③ 講演会や研修、福祉教育やボランティア活動などを通して、障がいの理解、認識を深めて心のバリアフリー化を促進します。
- ④ 「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法・平成18年施行）」に係る福祉のまちづくり基本構想については、その必要性の有無も含め、引き続き検討します。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 公助・共助・互助・自助での解消・改善	実施				
② 新しいバリアを作らない運動の推進	実施				

③ 心のバリアフリーの促進	実施								
									
④ 福祉のまちづくり基本構想の検討	検討								
									

### イ. ボランティアへの支援

地域福祉を推進していくために、ボランティア活動が活発に展開され、地域福祉活動があらゆる地域住民の参加を得て発展していくことが求められています。

大山町においては、ボランティアとして令和5年1月現在、67人がボランティアセンターに登録され幅広く活動が行われています。（平成30年から70人減少）

ボランティア活動の現状を踏まえて、社協と連携を強化しながらボランティアの育成を図ります。また、活動状況の把握やグループ化を促進し、活動拠点の整備等の支援を積極的に推進していきます。

さらに、ボランティア活動をしたい人と、ボランティアを望む人を連絡・調整する体制や情報提供のあり方についても整備していきます。

#### ・施策：（ア）ボランティアセンターへの支援

- ① ボランティアセンターの機能を充実し活性化するため、町民への情報提供、広報・啓発活動を充実していきます。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① ボランティアセンターへの支援	強化				
					

#### ・施策：（イ）ボランティアの養成

- ① 社会福祉協議会と連携して、地域福祉活動の担い手としてのボランティアを育成していくために、ボランティア養成講座を開催します。
- ② 社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動促進のための入門講座やリーダー養成研修等を行います。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① ボランティア養成講座の開催	実施				
					
② ボランティアへの研修の充実	実施				
					

#### ・施策：（ウ）活動の場や機会づくりの推進

- ① ボランティア活動を促進するため、活動拠点として地域の公共施設の活用、活動費の助成、活動する機会や場づくり等を推進していきます。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 活動の場や機会づくりの推進	実施				
					

### (3). 生活に不安を抱える住民への支援活動の推進

#### ア. 多様なサービスの促進と公的連携

福祉ニーズの調査などで集約されてきた、福祉ニーズや解消すべき課題について、既存のフォーマルサービスのなかで対応が難しい場合は、民間サービスの参入やボランティア・NPO等多様なサービス提供主体の活動を促進し、福祉ニーズの充足や課題の解消を図ると共に、個人個人の事情に応じたサービスの選択が可能となる体制を推進していきます。

また、さまざまな機関や団体の連携・協働を推進していくため、サービス情報の開示、情報交換体制を整備していきます。

#### ・施策：(ア) 高齢者、障がい者等の情報整備

① 関係部局と連携し、高齢者、障がい者等の状況を把握し情報を整備します。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 高齢者、障がい者等の台帳整備	実施				
	➔				

#### ・施策：(イ) 移動に係るサービスの実施

① 高齢・障がい等の特性により、公共交通機関の利用が困難な方等に対する通院・買い物等の様々な移動ニーズについて、移動に係るサービスの確保・改善を図ります。

② サービス提供機関等のサービス情報開示や、相互理解を促進するため、情報公開を推進します。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 移動に係るサービスの実施改善・継続	実施				
	➔				
② 福祉サービスの情報開示・提供	実施				
	➔				

#### イ. 生活困窮者等への支援

失業や疾病等、様々な理由により生活に困窮した者について、鳥取県の福祉事務所等と連携し、社会的孤立の解消や生活の自立、経済的自立、社会的自立につながる支援を継続実施します。

また子どもが、生まれた環境や育つ環境等によって、生活に困窮したり、将来が左右されることがないように、大山町要保護児童対策協議会や社会福祉協議会、教育委員会等の関係機関等と連携し、子どもの貧困対策を推進します。

#### ・施策：(ア) 生活困窮者等への支援

① 生活困窮者等が生活保護等の社会保障制度の利用につながるよう、情報収集に努めるとともに、鳥取県の福祉事務所や社会福祉協議会等の関係機関へ繋ぐ取り組みを継続します。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 生活困窮者等への支援	実施				
	➔				

・施策：（イ）子どもの貧困対策の推進

- ① 大山町要保護児童対策協議会や学校等の関係機関と緊密な連携による情報収集により、困窮状態にある子どもの把握に努め、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、即応的な支援が行えるよう対策を推進します。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 子どもの貧困対策の推進	実施				
	➡				

ウ．総合相談体制と福祉サービス利用者支援体制の整備

安心して地域生活を送るために、生活上の問題が生じた場合に備え、受けられる必要なサービスの情報や相談できる体制を整えていきます。

新しい社会福祉制度のしくみは、高齢者や障がい者が福祉サービスを利用する場合、サービス提供事業者と利用契約を結ぶことになります。

しかし、高齢者や障がい者等の中には、適切に自己の判断でサービスを選定し、契約を結んで福祉サービスを利用することが容易ではない人もいます。

そこで、これらの人に対して、福祉サービスの利用援助や成年後見制度の活用を推進していくための体制を整備していくことが必要となります。

併せて、犯罪をした者等の再犯防止の活動支援や閉じこもりから就労支援等、社会復帰に繋げるための方策を検討します。

・施策：（ア）重層的支援体制整備事業の実施

- ① 介護、障がい、子ども、生活困窮等の各分野において、包括的に相談受付や課題解決に向けた機関連携を行えるよう支援します。
- ② 各分野において、人と人、人と資源がつながる関係性を育み、さらに広がっていくよう世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行います。
- ③ 各制度の狭間等により相談先が不明な場合や、複雑化・複合化した課題のため単独の支援機関では対応が難しい事例に対し、支援の全体調整を行います。
- ④ 課題を抱えているにもかかわらず必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、支援関係機関との連携を通じた情報収集や地域住民とのつながりを構築し、本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。
- ⑤ 地域包括支援センター・社会福祉協議会・地域子育て支援センター・介護保険事業所等の相談窓口のネットワーク化や連絡協議会を定期的を開催し、連携を強化します。また、要保護児童対策地域協議会との連携を進めます。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 包括的相談支援事業の実施	準備		実施		
	➡				
② 地域づくり事業の実施	準備		実施		
	➡				
③ 多機関協働事業の実施	準備		実施		
	➡				
④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施	準備		実施		
	➡				

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
⑤ 相談窓口のネットワーク化	強化				



・施策：（イ）地域福祉権利擁護事業の活用

- ① 認知症や知的障がい、精神障がいがある人等福祉サービスの利用支援が必要な場合、地域福祉権利擁護事業の活用を進めていきます。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 地域福祉権利擁護事業の活用	実施				



・施策：（ウ）成年後見制度利用の促進

- ① 成年後見制度の利用促進のための広報・啓発活動を行います。町長申し立てや第三者後见人への報酬の助成制度の充実を図ります。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 成年後見制度利用の促進	実施				



・施策：（エ）再犯防止の支援体制整備の推進

- ① 犯罪をした者等が、再び罪を犯さないように保護観察所、保護司、民生児童委員等の関係機関等と連携して取り組む再犯防止の活動の支援推進を図ります。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 再犯防止の活動の支援推進	実施				



(4). 地域福祉のネットワーク化と連携・協働の推進

ア. 協働のまちづくりの促進

福祉ニーズに対応した福祉サービスが適切に提供されるためには、需要（福祉ニーズ）と供給（サービス事業者）とのバランスが保たれていることが大切になります。

多様な主体による福祉サービス提供事業者や団体等が、健全で活発に事業の展開が促進されるために、需要の状況を将来予測も含めて、適切に把握していく体制を整えていきます。

また、小地域福祉ネットワーク活動を通して把握された課題を、小地域福祉ネットワーク活動だけで解消していくことが難しい場合もあります。

このような場合においては、必要な福祉サービスや各種社会資源とを適切に結び付けてくれるケアマネジメントシステムを整備する必要があります。

さらに、人権について気軽に相談できる場づくりや人権に関する正しい情報の発信、地域内外の多様な人たちの交流の機会づくりにも取り組んでいきます。

・施策：（ア）福祉サービス代表者会議の開催

- ① 町内の福祉サービス事業の代表者によるネットワークを構築し、情報交換やニーズに対応しきれていない課題、相互補完、社会資源の開発等について検討する会議を開催します。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
①福祉サービス代表者会議の開催	実施				
➔					

・施策：（イ）福祉関係機関・団体との連携強化

- ① 社会資源の把握・開発を推進するために、町・社会福祉協議会・団体等との連絡会議を開催します。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
①関係機関・団体等との連携の強化	実施				
➔					

・施策：（ウ）地域包括支援センターの充実

- ① 地域包括支援センターの充実・強化を図ります。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 地域包括支援センターの充実・強化	充実・強化				
➔					

・施策：（エ）人権啓発のための住民交流の拠点づくり

- ① 各センターを拠点として進められる地域交流促進事業の充実を図ります。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 中山ふれあいセンター、人権交流センター、中高ふれあい文化センターでの事業実施	実施				
➔					

(5) 町と社会福祉協議会との連携強化

ア. 町と社会福祉協議会との協働

社会福祉協議会は社会福祉法において、地域福祉事業の実施を目的とする団体と規定されています。同協議会は、行政では届きにくいボランティア活動や住民活動を支援し、介護保険事業や町委託事業等、地域住民の福祉ニーズに応えて、積極的な事業展開を行っています。

また大山町が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、両計画が車の両輪となって大山町における地域福祉が推進されていくよう、連携を強化します。

・施策：(ア) 大山町地域福祉計画・活動計画の共同作成

- ① 町が作成する「大山町地域福祉計画」と社会福祉協議会が作成する「大山町地域福祉活動計画」を一体的に作成し、連携のとれた活動を展開することで地域の課題解消を図ります。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 大山町地域福祉活動計画の一体的作成	協働				

・施策：(イ) 町と社会福祉協議会との連携

- ① 町と社会福祉協議会が、情報交換会や連絡会などを通じ、緊密で連携のとれた活動を展開することで地域の課題解消を図ります。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 情報交換会や連絡会の開催	強化				

イ. 社会福祉協議会の機能強化

行政では行き届きにくい地域福祉事業を行う社会福祉協議会が、今後も主体的に地域福祉事業を推進することができるよう、財政面や活動環境等も含めた総合的な支援と協働活動を行います。

・施策：社会福祉協議会の機能強化

- ① 社会福祉協議会が安定して事業運営することができるよう、必要に応じて財政支援等を行います。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 補助金等を通じた財政支援等の実施	実施				

## 第4部 大山町地域福祉活動計画

### 1. 基本理念

「みんな元気で明るく暮らせる福祉のまちづくり」

### 2. 基本目標

- (1) 地域の支え合いなど、誰もが福祉活動に参加できる仕組みづくり
- (2) 住みよい地域でいつまでも安心して暮らせる地域づくり
- (3) 社会福祉協議会の基盤強化

### 3. 目標を達成するための取り組み

#### ①調査活動の充実

地域福祉活動を推進していく上で、地域における福祉課題を的確に捉え、課題解消に繋げていくためにも、調査活動は重要な役割をもっています。

地域福祉座談会や個別訪問の際に聞き取り調査を実施し、地域住民の福祉ニーズ把握に努めます。

事業名	内容
地域福祉に関する町民の意識調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいいきいきサロン活動の際に、集落内での困りごと等の聞き取り調査を行います。</li> <li>・年間20～30集落での開催を目標に地域福祉座談会を計画し、地域の福祉課題把握に努めます。</li> </ul>
一人暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯の意識調査	町の担当課や民生委員、福祉推進員との連携を図りながら、一人暮らし高齢者等宅を訪問し、生活課題などの聞き取り調査を行います。

#### ②情報発信・広報活動の充実

地域福祉活動の推進には、福祉に対する住民の理解、参加が必要不可欠です。幅広い年代の住民に広報できるよう、紙媒体のみならずインターネットを利用した情報発信に努めます。

事業名	内容
広報誌「ほほえみ」の発行（年4回）	地域福祉事業・介護サービス事業など社協事業全般の報告、イベントや研修会の参加募集、住民参加スペース（俳句、短歌投稿）の設置など、充実した情報発信を行います。
インターネット・SNSを利用した広報活動	ホームページ、Facebook（フェイスブック）、Instagram（インスタグラム）、LINE、大山チャンネルを活用し、最新情報の発信を行います。
地域福祉座談会での広報活動	年間20～30集落での開催を目標に地域福祉座談会を計画し、社会福祉協議会が展開する地域福祉事業の広報を行います。

### ③福祉教育の推進

地域福祉活動を推進していく上での福祉課題等の解消を図るためには、住民の福祉への関心や福祉の心を育む取り組みが必要となります。

従来から取り組んでいる福祉体験学習（高齢者疑似体験、車イス体験等）を継続して実施し、福祉にかかわる実践力の育成に努めます。

事業名	内容
小学校における福祉教育	小・中学生に向けて、学校と連携しながら福祉体験学習（高齢者疑似体験、車イス体験、チャレンジスクール等）を実施します。

### ④小地域福祉ネットワーク活動の推進

自治会集落など、住民同士お互いの顔がわかる範囲で行なわれる見守りや助け合い活動などの、住民主体の福祉活動を推進します。

事業名	内容
災害時における支え愛地域づくり推進事業（見守り・安否確認）	自治会及び集落に対して、災害時に避難支援が必要な要援護者、避難経路を記した「支え愛マップ」の作成を推進し、見守り体制づくりに係る支援を行います。
有償ボランティア「ささえあいたい」の充実	広報誌、ホームページ、SNSを使用し、援助会員増員に向けた広報を行います。
福祉推進員活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会（集落）へ福祉推進員の選出（1名・任期2年）を依頼します。</li> <li>年2回を目安に研修会を開催し、福祉推進員の役割についての理解促進、地域福祉活動推進に向けた啓発活動に努めます。</li> </ul>

### ⑤ボランティア活動の振興

現在ボランティア活動者が減少傾向にあり、様々なニーズに対応するための担い手が不足しているという課題があります。ボランティア活動の理解を深めてもらうための啓発活動や情報提供等を行ない、担い手の確保、育成に努めます。

更に、災害ボランティアセンター設置のための協力体制整備、災害ボランティアセンター設置実働訓練の実施に向けた取り組みを進めます。

事業名	内容
ボランティア連絡協議会の実施	年4回（四半期に1回）を目安にボランティア連絡協議会を開催し、ボランティア団体との連携を図りながら、活動把握、活動支援に努めます。
ボランティア啓発活動・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉協議会広報誌、ホームページ、SNSを使用した啓発、広報活動、情報提供を行います。</li> <li>ボランティア活動をしたことがない方の地域活動参加のきっかけとなるよう、ボランティアポイント制度「ささえ～るポイント」（仮称）を導入します。</li> </ul>
ボランティア育成研修会の企画・開催	ボランティア育成、実践活動につなげるための研修を企画し、開催します。

事業名	内容
ボランティア登録者増への取り組み	社会福祉協議会広報誌、ホームページ、SNSを活用し新規登録ボランティアに向けた広報を行います。
災害ボランティアセンター設置に向けた体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアセンター設置マニュアルに基づいた実動訓練を実施します。</li> <li>・災害ボランティアセンター運営委員会を開催します。</li> <li>・災害ボランティアセンターの迅速な設置、効率的な運営をするために、町を始めとした関係機関との連携強化を図ります。（災害ボランティアセンター運営に関する協定書締結等）</li> </ul>
リユース事業「リテラス」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成長で着ることがなくなった使用済みの学生服、子ども用品の寄付を受け、必要としている世帯に無償で提供します。町内の子育て支援センターとも連携して行います。</li> </ul>

#### ⑥高齢者・障がい者等への支援活動

少子化・高齢化、一人暮らし高齢者世帯等の増加が進む中、生活の不便さの解消、要介護状態にならないための取り組みが必要となります。

既存のサービスでは賅えない要支援者へ向けた取り組みを構築、実施するとともに、閉じこもり予防、生きがいや健康づくり、地域の交流の場づくりに向けた施策の充実を図ります。

事業名	内容
ふれあいいきいきサロンの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自主組織と連携しながら、サロン未開催の集落に対して開催に向けた支援を行ないます。従来開催している集落についても継続して支援するとともに、自主開催に向けた支援を行います。</li> <li>・買い物、外出に不便さを抱える高齢者等に向けて、通常のサロンに外出を追加した「おでかけサロン」を実施します。</li> </ul>
サロンの世話人の育成・研修	世話人の発掘及び育成、サロンについての理解を深めることを目的に、年1～2回を目安に研修会を開催します。
外出支援サービス事業（町委託事業）	一般公共交通機関が利用困難な高齢者及び障がい者の通院送迎サービス（町委託事業）を実施します。
介護保険事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援事業</li> <li>・訪問介護事業</li> <li>・通所介護事業（通所介護、地域密着型通所介護）</li> </ul>
障がい福祉サービスの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護事業（支援訪問介護）</li> <li>・生活介護（支援通所介護）</li> <li>・障がい児者相談支援事業</li> </ul>

⑦生活上の困りごとや不安を抱える方への支援活動

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による失業等により生活が苦しくなった方、働きたくても働けない等の生活上の困りごとや不安を抱えている方（生活困窮者）が増加傾向にあり、課題解消に向けた取り組みが求められています。

このような状況にある方に対して、生活困窮者自立支援事業、えんくるり事業、フードパートナー事業、生活福祉資金貸付事業等を実施し、課題解消に向けた支援を行います。

事業名	内容
生活困窮者自立支援事業の実施（県委託事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援事業（必須事業）</li> <li>・就労準備支援事業（任意事業）</li> <li>・子どもの学習・生活支援事業（任意事業）</li> <li>・家計改善支援事業（任意事業）</li> </ul>
えんくるり事業の実施	生活上の問題を抱えているが、制度の狭間にあり必要な支援を受けることができない方に対し、えんくるり事業相談員が必要に応じて経済的支援（現物給付）を行います。
生活福祉資金貸付事業の実施（県社協委託事業）	低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とした生活福祉資金貸付事業を実施します。
フードパートナー事業	「食べるものがない」、「食料を買うお金が無い」等、緊急的な食糧支援が必要な方に対し、フードパートナー登録者の協力を得て緊急的な食糧支援を行います。

⑧総合相談体制と福祉サービス利用支援体制の整備

多様化、複雑化する住民の相談ニーズに対し、適切に相談が受けられるよう体制整備を図ります。

また、認知症や知的・精神障がいがあり、判断能力が十分でない方への生活支援について、親族の支援が難しいケースが増えてきています。このような状況にある方に対して、日常生活自立支援事業を利用し、住み慣れた地域で福祉サービスを利用しながら安心して生活ができるよう支援します。

事業名	内容
日常生活自立支援事業の実施（県社協委託事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活を営む上で、判断能力が低下した高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう関係機関と連携し、福祉サービス利用手続きや、日常の金銭管理などの援助を行います。また、独自の内部審査会を設置し、利用者寄り添った支援を行います。</li> <li>・生活支援員確保に向けて比較的若い年齢層に協力を依頼し、人材確保を図ります。</li> </ul>
法人後見事業の実施（新規事業）	一般社団法人権利擁護ネットワークほうき「西部後見サポートセンターうるかむ」の団体社員となり、判断能力が不十分な方の保護・支援を、法人が成年後見人として行います。
重層的支援体制整備事業（生活困窮者等のための地域づくり事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉座談会（地域住民のニーズ・生活課題の把握）</li> <li>○地域福祉推進研修会の開催</li> <li>○集落レストランの実施</li> <li>○男の料理塾（地域コミュニティーを形成する居場所づくり）</li> </ul>

生活支援コーディネーターの配置	3地区に1名ずつ生活支援コーディネーターを配置し、町や地域自主組織と連携協力しながら、地域福祉課題の把握ならびに共有、福祉課題を解消するための新しい事業の企画・検討を行います。
-----------------	--

### ⑨福祉団体の活動支援と連携

自主的、自発的な組織運営に向けた福祉団体の活動支援を行うとともに、連携して地域の支え合いネットワーク活動を進めます。

事業名	内容
大山町福祉団体の事務と活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大山町老人クラブ連合会</li> <li>・大山町老人クラブ各支部</li> <li>・大山町身体障害者福祉協会</li> <li>・大山町手をつなぐ育成会</li> </ul>

### ⑩社会福祉協議会の財政基盤強化

社会福祉協議会は、地域住民に支えられた民間福祉団体（社会福祉法人）であり、住民の方や事業所からの会費、寄付金等が主な財源となっています。会員制度に対する住民への理解と加入促進の取り組みを進めます。

また、「赤い羽根共同募金」や「歳末たすけあい募金」等の募金活動に取り組み、これら募金の配分金は、地域福祉活動やボランティア活動支援の財源に充てるなど、幅広い分野での効果的な運用に努めます。

事業名	内容
会費制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレット、広報誌、ホームページ等の利用、地域福祉座談会等住民と対面する場において会費制度の説明を行ない、理解促進に努めます。</li> <li>・町内外の事業所に対して理事及び職員で訪問し、会費制度の理解促進を図りながら、賛助会費、特別会費の依頼を行います。</li> </ul>
共同募金・歳末たすけあい募金運動の推進	戸別・職域募金、商店や企業への募金箱設置、イベントでの募金活動を実施し、募金運動の啓発に努めます。
募金配分金を活用した事業の推進	赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の配分金を活用した事業を実施します。

## 第5部 地域福祉推進体制の整備

### 1. 大山町の推進体制

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の進行状況の把握と評価を地域福祉計画推進委員会を設置して定期的に行います。

原則として、年1回（2月頃）、大山町と大山町社協の進捗状況を報告して意見等を集約します。なお、中間見直しの年（令和7年度）においては、複数回の推進委員会を開いて、本計画の文言等の修正を行います。

### 2. 地域福祉活動計画との連携による地域福祉の推進

大山町と大山町社会福祉協議会は互いに協力し合い、平成25年から地域福祉計画と地域福祉活動計画を同時に、また一体的に策定しています。

これは、地域福祉を、自助・互助・共助・公助の最適な組み合わせで創り上げていこうとするもので、大山町における地域福祉を積極的に推進していくために、地域福祉計画と地域福祉活動計画が密接に連携・協働することが重要だと考えるからです。

大山町と大山町社会福祉協議会が引き続き協力し合い、住民参加を促進しながら、地域福祉の確実な実施に向け、連携を強化していきます。

## 第 6 部 関連諸計画について

### 1. 重層的支援体制整備事業実施計画

#### (1) 重層的支援体制整備事業の実施背景と趣旨

国及び地域の少子高齢・人口減少が進行する中で、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立等の影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は複雑化・複合化してきており、さらに、核家族化や生活習慣の多様化により、家庭や地域とのつながりが希薄化しています。

近年では、生活困窮やひきこもりなど、既存の制度の枠組みにあてはまらない課題や、高齢の親と無職の子どもの家庭の「8050 問題」や介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」といった一世帯で複数の課題を抱えるという問題が生じています。そのため、これまでのような対象者ごとの縦割り制度による公的な福祉サービスだけでは支援が難しい状況となっており、今後の対応や取り組みが重要となります。

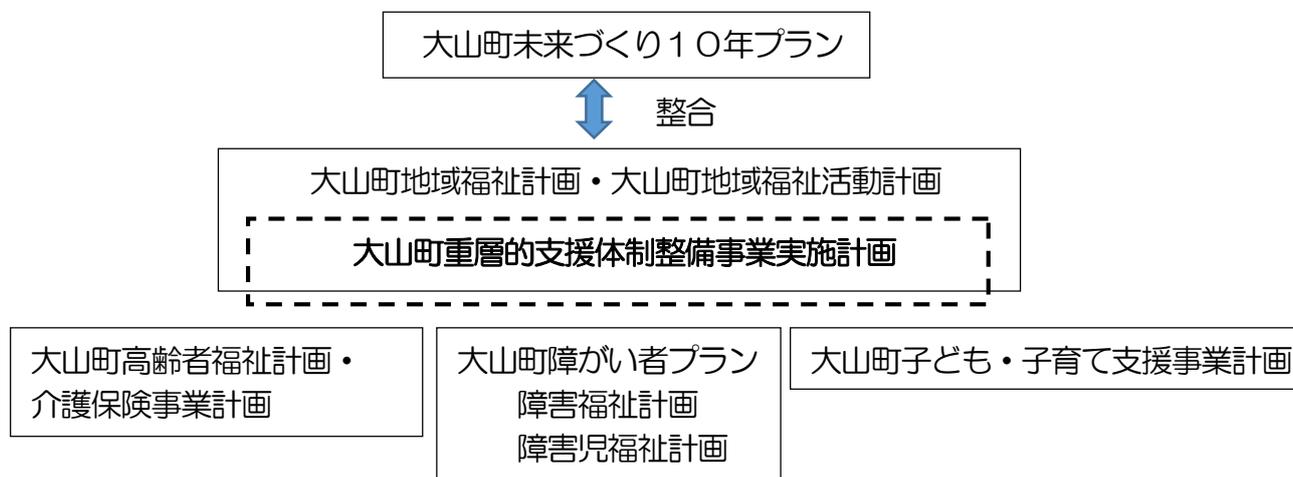
このような課題に対応するため、地域の人々がともに支え合い、安心して暮らせる、思いやりのある地域福祉の基盤整備や施策の確立に向けて、地域、関係機関、行政がお互いの役割を確かめあいながら連携して取り組んでいくことが重要です。

地域福祉計画の基本理念である「元気で明るく住みよい福祉の町づくり」の実現のためには、各分野単独ではなく分野横断的な取組を進めていく必要があります。大山町では社会福祉法に規定された重層的支援体制整備事業に取り組むこととしました。あわせて制度の狭間や複合的な課題に対応していくために、庁内各課及び関係機関と連携、共通認識を図り、一つのチームとしての取組を進めていきます。

#### (2) 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

##### ア. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 106 条の 5 の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために、事業の提供体制に関する事項等を定めた実施計画です。また、本計画は、「大山町地域福祉計画・大山町地域福祉活動計画」の基本理念に基づき、より具体的に実施するために必要な事項を定めるものです。併せて、大山町未来づくり 10 年プランや各分野別の計画とも整合するよう取り組んでまいります。



## イ. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和9年度までの3年間とし、進捗管理・評価は、大山町地域福祉計画・大山町地域福祉活動計画全体で行うこととし、実施状況や効果等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

### (3) 事業の実施体制及び実施内容

#### ア. 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

包括的相談支援事業は、介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施している既存の相談支援において、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、抱える課題の解決に向けて必要な機関へのつなぎや連携した支援を行うものです。

主な対象分野	実施事業	運営形態	実施内容
介護	地域包括支援センターの運営 ・大山町地域包括支援センター	直営	【支援対象者】65才以上の高齢者及びその家族等 【業務内容】高齢者に関する相談支援、関係機関とのネットワークによる包括的・継続的支援、権利擁護に関すること。 【所管課】長寿支援課
障がい	障害者相談支援事業	委託	【支援対象者】身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び難病患者等とその家族等 【業務内容】障がいに関する相談支援、各種サービス等の情報提供、関係機関との連絡調整 【委託先】すてっぷ、エポックつばさ、ホートセンターだいせん、はまなす、リリース 【所管課】総合福祉課
子ども	利用者支援事業 ・こども家庭センター	直営	【支援対象者】妊娠中の方、乳幼児及びその保護者（里帰り中の方を含む） 【業務内容】妊産婦・乳幼児等の実情把握、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ必要な情報提供・助言・保健指導、関係機関との連絡調整 【所管課】こども課
生活困窮	福祉事務所未設置町村相談事業	直営	【支援対象者】生活困窮及び生活困窮者の家族その他の関係者等 【業務内容】生活困窮に関する相談、情報提供および助言。都道府県との連絡調整、自立相談支援事業の利用勧奨その他の必要な助言等 【所管課】総合福祉課

イ. 地域づくり事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）

地域づくり事業は、人と人、人と資源がつながりあう関係性を育み、さらに広がるよう既に実施されている取組みを進めていくと同時に、これらの取組みを活かし、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行います。

また、以下に掲げる事業の他、地域づくりにつながる事業を把握し、多様な主体の参画のもとに必要な資源の開発やネットワークの構築を図るとともに、相談支援や参加支援と連携を図りながら、取組みの促進を図ります。

主な対象分野	実施事業	運営形態	実施内容
介護	地域介護予防活動支援事業	直営	【支援対象者】65才以上の高齢者 【業務内容】運動教室などを通じて介護予防の普及啓発に努める ・生きがい活動支援事業など 【実施機関】大山町地域包括支援センター 【所管課】長寿支援課
介護	生活支援体制整備事業	委託	【支援対象者】65才以上の高齢者 【業務内容】生活支援コーディネーターを通じて、課題の現状把握に努め、問題の共有化を図るための組織体の構築を推進する 【委託先】大山町社会福祉協議会 【所管課】長寿支援課
障がい	地域活動支援センター事業	委託	【支援対象者】活動支援を必要とする身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者 【業務内容】創作的活動、生産活動の機会を提供し、在宅障がい者の自立と社会参加の促進を図る 【実施機関】地域生活支援事業所 【所管課】総合福祉課
子ども	地域子育て支援拠点事業 ・子育て支援センター なかやま、なわ だいせん（3か所）	直営	【支援対象者】妊娠中の方、乳幼児及びその保護者（里帰り中の方を含む） 【業務内容】子育て親子の交流の場の提供・促進相談・援助、情報提供、講習等の実施 【所管課】こども課
生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	委託	【支援対象者】地域住民 【業務内容】地域住民のニーズ、生活課題の把握、活動支援、居場所づくり等の実施 【委託先】大山町社会福祉協議会

ウ. 多機関協働事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号）

制度の狭間等により相談先が不明な場合の相談受付のほか、重層的支援会議などを通じて、複雑化・複合化した課題を抱え、単独の支援機関では対応が難しい事例に対する支援の全体調整を行います。

多機関協働事業は、包括的な相談支援の中核となる事業のため、多様な関係機関（者）との連携や、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業との連動を意識して事業を進めます。

実施事業	運営形態	実施内容
多機関協働事業	直営	<p>【支援対象者】 複雑化・複合化した課題を抱える人及び世帯、支援関係機関</p> <p>【業務内容】単独の支援機関では対応が難しい場合に相談支援機関の抱える課題の整理、支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理など、支援の進捗管理、調整などを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談先が不明確な事例、支援関係機関等による役割分担や調整が必要な事例の相談受付</li> <li>・重層的支援会議の開催</li> <li>・資源の把握、資源開発</li> <li>・支援関係機関の連携強化のための研修等の実施等</li> </ul> <p>【所管課】総合福祉課</p>

○重層的支援会議

大山町における「重層的支援会議」では、社会福祉法に規定された「支援会議（第 106 条の 6）」及び「重層的支援会議（第 106 条の 4 第 2 項第 6 号）」の機能を持たせ運営し、支援対象者の課題の整理、支援関係機関の役割分担、支援の方向性の検討などを行うほか、支援の進捗状況を確認するなど支援の全体調整を行います。

エ. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）

複雑化・複合化した課題を抱えながらも必要な支援が届いていない人に支援を届けるための取組みを行います。支援が必要な人の中には、心理的に相談窓口に出向きにくい、相談先がわからず困惑している、自らが課題を抱えている認識がない、支援に拒否的といった様々な状況があるため、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、対象者を発見するため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築し、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集することが必要です。

民生児童委員からの聞き取りや世帯訪問調査等により対象者の把握に努めるとともに、各種団体や地域とのつながり、ネットワーク等を活用しながら、事業の進捗を図ります。

実施事業	運営形態	実施内容
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	直営	<p>【支援対象者】 必要な支援が届いてない方とその家族（自ら支援を求めることができない人や支援につながることに拒否的な人、課題を抱えている認識がなく困り感がない人など）</p> <p>【業務内容】 潜在的なニーズを抱える人を早期に発見するための情報収集、本人や世帯とのつながりづくり、継続的な寄り添い支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援関係機関等との連携を通じた情報収集</li> <li>・ 関係性構築に向けた支援</li> <li>・ 家庭訪問及び同行支援</li> </ul> <p>【所管課】 総合福祉課</p>

#### オ. 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

参加支援事業は、既存の制度や支援では対応が難しい方に対し、社会とのつながりづくりに向けた支援を検討していきます。

各相談支援機関や多機関協働事業等を通じ、参加支援事業の必要な対象者を把握するとともに、対象者への支援にあたっては、本人のペースに合わせながら、本人の状態や希望に沿ってマッチング等の支援や継続的なサポートを行います。

また、多様な参加の場を確保するため、町内の社会資源の把握と活用・連携に向けた働きかけを実施します。

実施事業	運営形態	実施内容
参加支援事業	直営	<p>【支援対象者】 地域や社会とのつながりが無い社会参加しにくい方など</p> <p>【業務内容】 重層的支援会議で事業の利用が必要と判断された場合、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源との調整、マッチング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象者、資源の把握、資源開発</li> <li>・ 対象者に対する支援（マッチング、フォローアップ等）</li> </ul> <p>【所管課】 総合福祉課</p>

想定される連携先等

- ・ 地域づくり事業の対象となる活動先（生きがい活動支援事業、地域活動支援センター、子育て支援センターなど）
- ・ 生活困窮者自立支援事業における就労準備事業の就労体験先
- ・ 地域包括支援センター、地域自主組織、自治会等が開催している集いの場など
- ・ 大山町総合型スポーツクラブや各公民館等で開催している各種教室など
- ・ 福祉サービス事業所や各種団体等の活動など

#### (4) 事業実施に向けた体制構築

##### ア. 関係機関との連携体制

支援の必要な人のニーズにあった施策を展開していくため、支援関係機関等が相互に連携し、本人や世帯に寄り添いながら伴走支援する体制の構築を図ります。また、支援関係機関単独では対応が難しいケースに対しては、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら、「チーム」として支援していきます。

##### イ. 相談や支援の環境づくり

困りごとを抱える本人やその世帯の属性・相談内容等に関わらず幅広く相談を受け止めるなど、分野外の相談も一旦は受け止め、関係機関によるネットワークでの対応を図ることにより、各相談窓口の対応力を向上させ、切れ目のない支援を行います。また、相談支援機関の窓口のみならず、民生児童委員等との連携、地域の身近な場や機会の拡大など、多様な相談機会が確保されるよう環境づくりに取り組みます。

##### ウ. 事業の周知・啓発

本事業を、町HPで公表し、事業の考え方、取組み等について周知・啓発に努め、住民や各種団体、事業者などに主体的に取り組んでいただき、全町的な取組みとしていきます。

#### (5) 重層的支援体制整備事業の評価指標

指標	令和7年度	令和8年度	令和9年度
重層的支援会議 開催件数	令和7年度 実績により設定	—	増加
アウトリーチ 延べ件数	令和7年度 実績により設定	—	増加
参加支援事業 就労体験参加者数	令和7年度 実績により設定	—	増加
関係機関と連携がし やすくなったと感じ る支援者の割合	支援者アンケートの 実施により算出	令和7年度 以降に設定	100%
負担感の軽減につな がったと感じる割合	支援者アンケートの 実施により算出	令和7年度 以降に設定	100%
各支援機関のネット ワーク構築が図られ たと感じる支援者の 割合	支援者アンケートの 実施により算出	令和7年度 以降に設定	100%

## 2. 成年後見制度利用促進基本計画

### (1) 事業実施の背景と趣旨

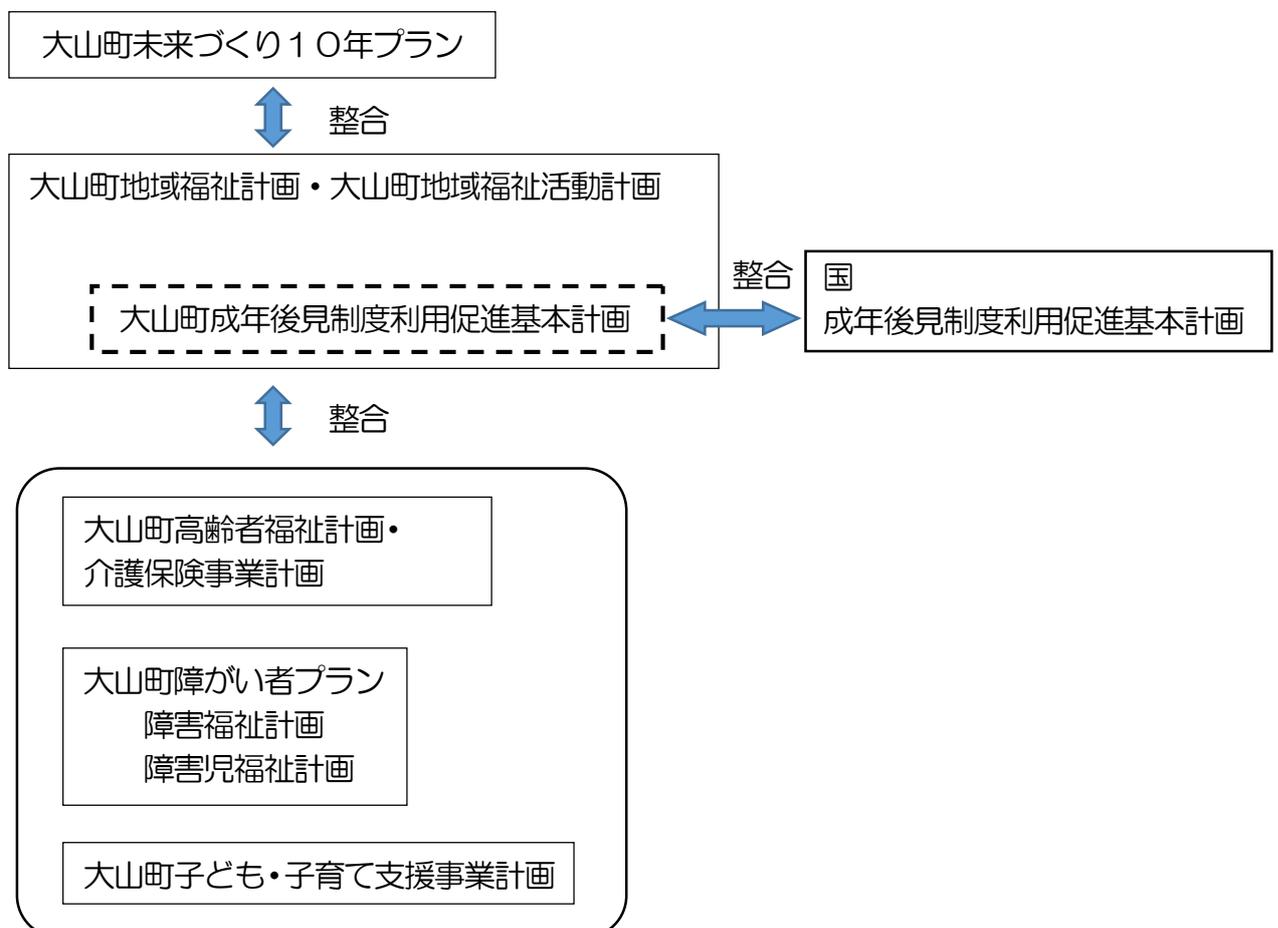
認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが必要であるとされていますが、平成12年4月から始まった成年後見制度は、これらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない状況が続いていました。

こうした状況を踏まえ、国は成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）を定め、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月）を策定し、成年後見制度の利用促進を図っています。

大山町においても「元気で明るく住みよい福祉の町づくり」実現のため、町が中核機関となり成年後見制度利用の促進体制を整備し、必要な人が利用できるよう各種取組を実施していきます。

### (2) 計画の位置づけ

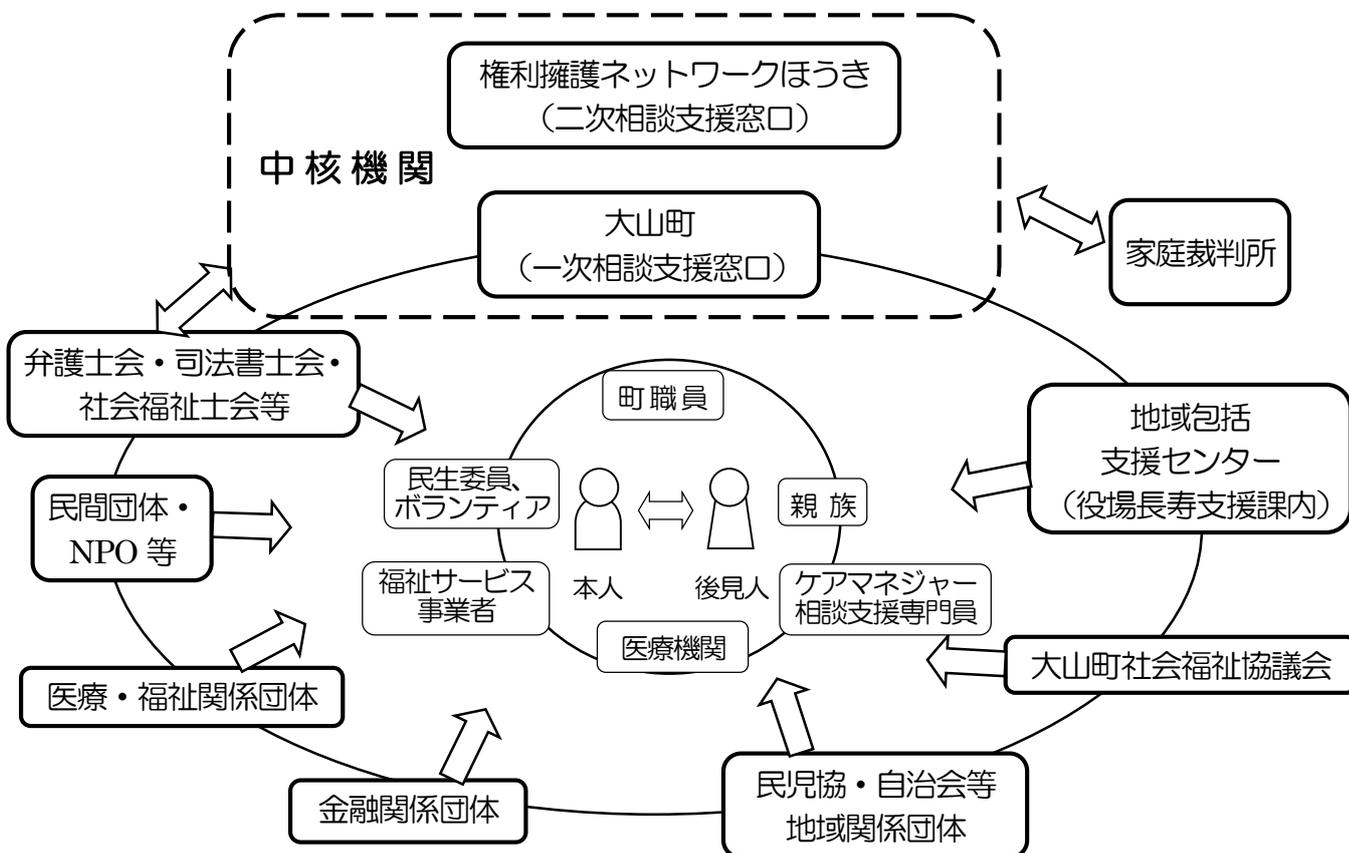
本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づき、「大山町地域福祉計画・大山町地域福祉活動計画」と一体的に事業の実施体制等を定めるものです。また、上部計画である大山町未来づくり10年プランや他の福祉分野計画、国の成年後見制度利用促進基本計画と整合性を図りつつ策定します。



### (3) 事業実施に向けた体制構築

事業実施に向けては町が中核機関を担い、中核機関機能の一部を県西部9市町村共同で「一般社団法人権利擁護ネットワークほうき」へ委託しています。本人と行政、後見人だけでなく関連機関等とチームとなり、下図のとおり地域連携ネットワークを構築しています。

図 中核機関と地域連携ネットワークの全体イメージ



### (4) 事業の実施体制および実施内容

#### ア. 成年後見制度の利用促進

中核機関において制度を周知し、町民の相談をいつでも受付できる体制の充実を図ります。また、必要に応じて専門的知識を有する方を講師にお迎えし、様々な問題に対して相談できる場を構築したり、法人後見や市民後見人等の担い手を増やす取り組みを実施します。

#### イ. 地域連携ネットワークの構築

分野ごとにある既存ネットワーク等（高齢者支援や障がい者支援等）の中で、成年後見制度等の権利擁護支援が必要な方の発見・把握に努め、必要な支援につながるよう社会福祉協議会や関連団体等と地域連携ネットワークを構築します。

#### ウ. 町長申立ての適切な実施と制度利用に関する助成の実施

成年後見制度の利用が必要な状況で、本人や親族による申立てが困難な場合、町長申立てを適切に実施します。

また、申立てにかかる費用や、後見人等への報酬の負担が困難な方に対し、必要な費用を助成します。

# 資料編

## 1. 用語解説

区分	用語名	解 説
あ	アウトリーチ	「手を差し伸べる」という意味で、支援を必要としている人の元へ、支援者側が積極的に出向いてサービスや情報を提供する活動
い	インターネット	加入者の間に世界中のコンピューターをつないで情報交換ができるようにした国際的な通信情報サービス
え	SNS（エスエヌエス）	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、インターネット上で人々が相互につながり、情報やコンテンツを共有・購入できるサービス
か	核家族	一組の夫婦と未婚の子どもからなる家族
け	ケアマネジャー （介護支援専門員）	要介護者やその家族からの相談に応じ、希望者や心身の状況から適切な介護サービス利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整を行う。厚生労働省令で定められた専門家
	ケアマネジメント	介護を要する高齢者や障がい者のニーズごとに、多様なサービスを効果的に組み合わせ提供するための手法
	権利擁護	社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明できない障がい者に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと
こ	高齢化率	65歳以上人口が総人口に占める割合
し	社会資源マップ	社会資源とは社会福祉法では社会福祉施設、備品、サービス、制度、情報、人材などで視覚的に地図化したもの
	社会福祉協議会	社会福祉法において、地域福祉を目的とする団体として規定された組織。行政や関係機関と連携して、ボランティア事業や小地域ネットワーク活動、普及啓発活動など推進している。
	重層的支援体制	子ども・障がい・高齢・生活困窮等の分野別支援では課題解消が困難な複雑かつ、複合化した課題に対し、課題ごとに様々な機関等が参加連携し、包括的に支援を行う体制。
	小地域福祉ネットワーク活動	小地域(集落・自治会)において、日常生活を送る上で、何らかの支援を必要とする方を、地域住民や関係機関・団体等の主体的な参加による福祉活動により支援していくことを目的とした、支えあいのネットワークの組織化を推進すること
せ	成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な人の権利を守る制度。成年後見人などがこれらの人の意思を尊重し、その人にかわって財産管理や介護・医療などに関する契約をおこなう。

区分	用語名	解 説
ち	地域福祉権利擁護事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活を送るための制度。福祉サービス利用手続きや利用料の支払いなどの援助や代行、日常的金銭管理サービスや書類等預かりサービスがあり、社会福祉協議会において実施される。
	地域密着型〇〇施設	利用定員数が小規模かつ事業所と同じ市区町村に居住している方のみが利用できる施設。これにより、地域住民との交流や地域活動への参加を支援しやすくなる。 例：地域密着型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設など
ね	ネットワーク	複数の主体などが、相互に情報や業務などの連携を通じたつながりを持ちながら、全体で一つのまとまり・システムとして構成されていること
は	バリアフリー	高齢者や障がい者等の生活弱者のために、生活に障がいとなる障壁（バリア）を取り除くこと。 例えば、建物や道路などの障壁だけではなく、障がい者に対する偏見や差別の解消も「心のバリアフリー」とよばれる。
	犯罪をした者等	警察の検挙後、起訴猶予処分となった者、裁判で全部執行猶予または罰金・科料の判決を得た者、矯正施設を満期または仮釈放された者、保護観察に付された者等。
ひ	避難行動要支援者	災害等の避難の際に、何らかの事情で他者の支援がなければ避難行動をとれない者。対象者条件は町の実情に定められている。
ふ	フォーマルサービス	医療保険制度や介護保険制度等の法律や制度に基づいて行われる専門職による公的なサービス（ヘルパー、デイサービス等） ⇔インフォーマルサービス：家族や友人、民生委員、地域、NPO 等による公的ではない援助のこと。
	福祉のまちづくり	障がい者や高齢者などを含めた全ての地域住民が、安全かつ快適に施設を利用できるよう物心両面にわたる地域環境を創出することを目的としたまちづくり
ほ	ボランティア	自由意志を持って社会事業、災害の救済などのために無報酬で働く人
ゆ	UD (ユニバーサルデザイン)	年齢や性別、傷害の有無などにかかわらず、すべての人が使いやすいように、あらかじめ製品や建物、環境などをデザインする考え方
よ	要援護者	心身の障がい又は疾病などにより、日常生活を行う上で、何らかの援助が必要な人
	要介護認定	介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者である市町村が認定するもの
わ	ワークライフ バランス	仕事と生活の調和を図り、どちらも充実させること。 長時間労働を減らすだけでなく、個人の状況に合わせて多様な働き方を選択できるようにし、仕事と生活の好循環を生み出すことを目指す。

## 2. 令和4年度大山町地域福祉アンケート集計結果

アンケート配布数合計	1,238部
回収数合計	856部
回収率	69.1%

問1. あなたの性別をお答えください。

全体	100.0%	856人
1. 男性	48.9%	419人
2. 女性	50.2%	430人
3. 無回答	0.8%	7人

問2. 年齢についてお答えください。

全体	100.0%	856人
1. 20代	2.9%	25人
2. 30代	5.0%	43人
3. 40代	11.4%	98人
4. 50代	15.1%	129人
5. 60代	24.5%	210人
6. 70代	29.9%	256人
7. 80代	9.3%	80人
8. 90代以上	1.2%	10人
9. 無回答	0.6%	5人

問3. あなたのお住まいはどちらですか。

全体	100.0%	856件
1. 上中山地区	2.9%	25件
2. 下中山地区	10.9%	93件
3. 逢坂地区	9.7%	83件
4. 庄内地区	9.0%	77件
5. 御来屋地区	8.2%	70件
6. 名和地区	7.1%	61件
7. 光徳地区	10.4%	89件
8. 大山地区	13.9%	119件
9. 所子地区	17.2%	147件
10. 高麗地区	9.9%	85件
11. 無回答	0.8%	7件

問4. あなたの家族構成を教えてください。

全体	100.0%	856件
1. 一人暮らし	10.0%	86件
2. 夫婦のみ	21.1%	181件
3. 親と子（2世代）	39.6%	339件
4. 親と子と孫（3世代）	19.5%	167件
5. 3世代以上	6.1%	52件
6. その他	2.7%	23件
7. 無回答	0.9%	8件

問5. 大山町社会福祉協議会がどのような取り組みをしているか知っていますか。

【複数回答可】

全体	100.0%	2,950件
1. 生活に困っている人の支援	10.7%	316件
2. ボランティアの育成や支援	7.8%	230件
3. 福祉教育	7.8%	231件
4. 災害発生時の支援	7.7%	228件
5. 財産やお金の管理（日常生活自立支援事業）	2.0%	60件
6. 福祉の啓発活動	12.2%	361件
7. 福祉の情報発信	12.8%	377件
8. 介護サービス	15.9%	470件
9. 障がい福祉サービス	11.1%	326件
10. 地域の居場所づくり	4.6%	137件
11. よくわからない	7.1%	210件
12. その他	0.1%	4件

【その他の意見】

会費、募金の集金 / 布団クリーニング事業（とてもありがたく思います） / 家の事情（共働き等）を考えて対応してほしい

問6. 日ごろから地域の情報を何で得ることが多いですか。【複数回答可】

全体	100.0%	1,447件
1. 広報誌や新聞などの紙媒体	48.8%	706件
2. ホームページなどのインターネット	10.2%	148件
3. LINE（ライン）	4.1%	59件
4. Facebook（フェイスブック）	0.7%	10件
5. Twitter（ツイッター）	0.7%	10件
6. Instagram（インスタグラム）	1.0%	14件
7. 近所の人、知人、知人などの日常会話	26.3%	380件
8. 関係者への訪問や問い合わせ	3.4%	49件
9. 特に情報を得ることはない	3.6%	52件
10. その他	1.3%	19件

【その他の意見】

テレビ（中海テレビ、大山チャンネル） / 防災無線 / 月末集金（集会）の際の情報 / ネットニュース

問7. 現在お住まいのところは住みやすいと思いますか。

全体	100.0%	856件
1. 大変住みやすい	10.6%	91件
2. 住みやすい	53.9%	461件
3. どちらともいえない	27.3%	234件
4. 住みにくい	6.2%	53件
5. 大変住みにくい	0.8%	7件
6. 無回答	1.2%	10件

問8. 問7で「1. 大変住みやすい」、「2. 住みやすい」と答えた方のみうかがいます。住みやすいと思う理由は何ですか。【複数回答可】

全体	100.0%	1,280件
1. 自分の家や土地に愛着があるから	30.1%	385件
2. 自然環境が良いから	28.6%	366件
3. 近所に親戚や親しい人がいるから	18.9%	242件
4. 仕事上の都合が良いから	5.9%	76件
5. 買い物や交通の便が良いから	7.7%	98件
6. 公共施設が整っているから	3.8%	49件
7. 医療・教育・福祉が充実しているから	4.6%	59件
8. その他	0.4%	5件

【その他の意見】

米子に近い / 犯罪や事故等がほとんど無く、身の危険を感じることはないから / 災害が少ない / 集落行事や近所付き合いが程良く煩わしさが無い / 住みやすいが、生活する上では大変不便

問9. 問7で「4. 住みにくい」、「5. 大変住みにくい」と答えた方のみうかがいます。  
住みにくいと思う理由は何ですか。【複数回答可】

全体	100. 0%	175件
1. 住居の立地条件（自然環境）が悪い	10. 3%	18件
2. 近所付き合いがわずらわしい	9. 7%	17件
3. 集落の行事が大変	14. 9%	26件
4. 働く場所が少ない	11. 4%	20件
5. 買い物や交通の便が悪い	30. 3%	53件
6. 公共施設が充実していない	8. 0%	14件
7. 医療・教育・福祉が充実していない	10. 3%	18件
8. その他	5. 1%	9件

【その他の意見】

高齢になり車に乗れなくなったら不便 / 積雪時、除雪が大変 / 飲食店が少ない / 自然があつていい反面、害虫が多くて駆除にお金がかかる / 伝建（伝統的建造物群保存地区）の縛りのために不自由している / 何度も風水害にあつているため近年の気候により眠れない日が多い

問10. あなたは普段近所の方とどの程度つき合いがありますか。

全体	100. 0%	856件
1. 家族ぐるみで親しく付き合っている	15. 9%	136件
2. お茶に呼ばれたり誘い合ったりしている	12. 1%	104件
3. 顔を合わせれば挨拶をする程度	42. 4%	363件
4. 集落の行事に参加する程度	16. 8%	144件
5. 全くつき合いをしていない	1. 4%	12件
6. その他	1. 8%	15件
7. 無回答	9. 6%	82件

【その他の意見】

週3回仲間と共にグランドゴルフを楽しんでいる / 集落の人と一緒に食事をしたりする / 井戸端会議 / 参加したくないが仕方なく集落行事に参加している / 最近は近所でも全くつき合いをしない家が増えた / 1年中出会わない近所も2～3軒ある / 集落内の部会で活動し、定期的に飲食したり、活動を協力して実施している

問 11. 今、地域（地区）ではどのような集まりの場がありますか。【複数回答可】

全体	100.0%	1,468件
1. いきいきサロン	13.6%	199件
2. 趣味活動	6.8%	100件
3. PTA、老人クラブなどの活動	12.3%	180件
4. 公民館活動	13.1%	192件
5. 友人との集まり	8.4%	124件
6. 地域、近所の集まり（会議等含む）	29.6%	434件
7. ボランティア活動	6.5%	95件
8. 知らない（わからない）	7.9%	116件
9. その他	1.9%	28件

【その他の意見】

2～3年前からコロナ禍により集い、活動など自粛または中止で集まりの場がない / 子供会があるがコロナのため集いは無く LINE で連絡を流している / 防災活動 / 町づくり活動で「ポッチャ」を始めた。現在月2回実施し、1回約7名程度の参加がある

問 12. 地域（地区）でどのような集まる場があったらよいと思いますか。【複数回答可】

全体	100.0%	1,502件
1. 簡単な体操など、体を動かす場	13.8%	207件
2. 気楽におしゃべりが楽しめる場	19.4%	291件
3. 趣味や教養を学ぶ場	15.3%	230件
4. みんなでお茶を飲んだり、会食をする場	14.9%	224件
5. 地域のことをみんなで考える場	7.9%	119件
6. 子どもや若者など多世代と交流できる場	12.1%	181件
7. ボランティア活動	4.7%	70件
8. 知らない（わからない）	10.0%	150件
9. その他	2.0%	30件

【その他の意見】

子どもの遊び場や楽しめる場所 / スポーツ大会 / 本屋 / 複合施設 / 居酒屋 / 焼肉屋 / 週1回程度の体操教室 / 学習塾 / 活動を限定しない誰でもいつでも利用できる場 / なくてもいいと思う / 過去にこの問の選択肢に類似した設問が設けられたが、ほとんど活用されなかった

問13. 現在あなたはどのような地域活動に参加していますか。【複数回答可】

全体	100.0%	1,287件
1. いきいきサロン	5.2%	67件
2. 趣味活動	6.2%	80件
3. PTA、老人クラブなどの活動	7.6%	98件
4. 公民館活動	12.1%	156件
5. 友人との集まり	9.1%	117件
6. 地域、近所の集まり（会議等含む）	30.8%	396件
7. ボランティア活動	8.1%	104件
8. 何も参加していない	19.1%	246件
9. その他	1.8%	23件

【その他の意見】

婦人会 / 消防団活動 / 自主防災会活動 / スポーツ少年団活動 / 地域環境維持管理 / 交流イベント（アロマ、寄せ植え、グラスアート等） / 海岸清掃 / 墓地、神社の草刈り / コロナにより何もなし / 仕事の都合で近所の集まりのみ参加している

問14. 問13で「8. 何も参加していない」と答えた方のみうかがいます。地域活動に参加していない理由は何ですか。【複数回答可】

全体	100.0%	331件
1. 仕事や家事で忙しいから	35.3%	117件
2. 家族の介護、看病のため	2.4%	8件
3. 育児や子育てのため	4.8%	16件
4. 体が弱く病気がちであるため	4.8%	16件
5. 参加するきっかけが無い	24.2%	80件
6. 興味がない	24.5%	81件
7. その他	3.9%	13件

【その他の意見】

拘束される事が多くなるため / コロナにより人との集まりはまだ厳しいと感じているため / 人間関係が煩わしい / 同世代の人がいない / 公民館活動などに出かけたいが、交通手段が無いので簡単に出かける事ができない

問 15. 近所（地域）の困りごとに対して、あなたが何か手助けをしている（していた）ことはありますか。※「ある」と回答した方（具体的に）

全体	100. 0%	856件
1. ある	18. 1%	155件
2. ない	67. 5%	578件
3. 無回答	14. 4%	123件

【具体的内容】

除雪 / ゴミ出し / 庭木の伐採 / 話し相手 / 買い物 / 困りごとの相談にのる / 独居の方の見守り、声掛け / 支払いの手伝い / 草刈り / 電気機器の修理 / 行方不明者の捜索 / 食事の差し入れ / 子育て相談 / サロンの送迎 / 農作業の手伝い / 下校が早い子どもの預かり / 独居の方の入院手続き等 / 不在時の郵便物の保管 / 簡易な家屋修繕 / 引きこもり生徒の勉強手伝い / 近所の子どもたちの居場所作り / 野良猫の不妊、去勢手術 / コロナ陽性で買い物に行けない方の買い出し / スマートフォンの使い方指導 / 小さい子どものいたずらに対する親への注意

問 16. 安心して地域で暮らしていくためには、どのような支援や助けが必要だと思いますか。

【複数回答可】

全体	100. 0%	2, 472件
1. 高齢者や障がい者の地域での見守りのしくみ（安否確認の声掛け含む）	21. 2%	523件
2. 子どもの地域での見守りのしくみ	13. 0%	322件
3. 高齢者や障がい者の地域での一時預かり	4. 2%	105件
4. 子どもの地域での一時預かり	3. 3%	81件
5. 災害発生時の地域での助け合い	19. 3%	476件
6. 買い物や外出などの付き添い・送迎	9. 4%	232件
7. 食事の提供（配食・会食）	4. 4%	110件
8. 簡単な家事手伝い（ゴミ出し・洗濯干しなど）	5. 8%	144件
9. 簡単な雑用（草取り・電球の交換など）	7. 5%	185件
10. 話し相手・相談ごとの相手	11. 2%	277件
11. その他	0. 7%	17件

【その他意見】

地域の社会福祉協議会がもっとこの方面で積極的に活動すべきだ。現状では努力が不足だと感じる / 若者のいない町では何も進まない / 普段からの近所付き合い / 支援や手助けが必要だということが、誰でもいつでも発信できる仕組み / 金銭的支援 / あまり踏み込まない、気づかない位の見守りがありがたい。ただ相談やお願い事をする時は、軽い気持ちで言っているのではないと心していただきたい / 今は車の運転ができるので思いのまま行動できるが、できなくなった時のことを考えると不安 / 誰にも干渉されず自由きままに生活したい

問 17. 近所や地域の中で気になっている方（何らかの支援が必要だと感じる方）がいますか。

【複数回答可】

全体	100.0%	1,054件
1. 一人暮らしの高齢者・障がい者	30.7%	324件
2. 近所から孤立している世帯	6.3%	66件
3. 育児に困難を抱えている人	2.0%	21件
4. 経済的に困っている人	4.6%	49件
5. 要介護の高齢者や障がい者、病気を抱える人	11.0%	116件
6. 引きこもりの人	3.7%	39件
7. 福祉や介護サービスが不足している人	3.9%	41件
8. 特にいない（わからない）	36.5%	385件
9. その他	1.2%	13件

【その他意見】

区費が払えない人がいる / 困りごとを発信出来にくい人 / 廃屋で崩れそうな家がある / 放置子

問 18. 気になっている方のことで相談するとしたら、どこにつなぎますか。【複数回答可】

※上記以外の相談先を具体的に

全体	100.0%	1,171件
1. 直接自分で相談に乗る	8.7%	102件
2. 民生委員に相談する	23.8%	279件
3. 町役場などの行政機関に相談する	32.1%	376件
4. 福祉協議会に相談する	16.7%	196件
5. 上記以外のところに相談する	3.2%	37件
6. どこに相談していいかわからない	12.7%	149件
7. 何もしない	2.7%	32件

【具体的相談先】

集落に相談 / 家族、親族 / 福祉推進員 / 暮らしの保健室 / 近所の方 / まず相談者の話をしっかり聞いて、困りごとに応じて相談する所を決める

問 19. 現在、地域でしている役はありますか。

全体	100.0%	856件
1. 自治会長（区長）、区長代理	7.6%	65件
2. 食生活改善推進員	1.3%	11件
3. 福祉推進員	4.8%	41件
4. 保健推進員	1.4%	12件
5. 農業委員	1.3%	11件
6. 交通安全協会	1.5%	13件
7. 学校関係（PTAなど）	3.6%	31件
8. 公民館関係	3.9%	33件
9. 防災関係	1.5%	13件
10. 何もしていない	3.2%	27件
11. その他	50.9%	436件
12. 無回答	19.0%	163件

【その他意見】

集落農業組織役員 / 集落会計 / 老人クラブ世話役 / 単位老人クラブ会長 / 班長 / 共同参画委員 / 神社、寺総代 / まちづくり委員 / サロン世話人 / 民生委員 / 大山カレッジ教員 / 注連縄会顧問 / 多面的機能支払組織 / 森林組合関係 / 中山間地域役員

問 20. 役をやって良かったと思うことがありますか。【複数回答可】

全体	100.0%	990件
1. 地域のことを知ることができた	30.8%	305件
2. 地域に知り合いができた	15.9%	157件
3. 高齢者や子どもなど地域の人と触れ合うことができた	8.3%	82件
4. 地域で困っている人を助けることができた	4.1%	41件
5. 自分自身が成長することができた	15.6%	154件
6. 特にない	23.2%	230件
7. その他	2.1%	21件

【その他意見】

関わることで仕事の内容がわかると、役でなくても協力できる / 高齢になったら役は外してほしい

問 21. 役をやって負担に思うことがありますか。

全体	100.0%	856件
1. 会議、打ち合わせ等への出席	14.0%	120件
2. 周りの協力が得られない等の人間関係	4.7%	40件
3. 休日のイベント等の準備、参加	7.1%	61件
4. 役員の引継ぎ	4.0%	34件
5. 仕事への影響	10.5%	90件
6. 特に負担に思うことはない	25.2%	216件
7. その他	3.2%	27件
8. 無回答	31.3%	268件

【その他意見】

回覧板（配布物）の仕分け / 年齢的な負担 / 多忙と責任の重さ / 責任に対する不安 / 集落住民の名前、電話番号等の情報が個人情報のため教えてもらえない / 全て個人負担であるが、集落の人同士の助け合いで何とかできている

問 22. 新型コロナウイルス感染症に伴う困りごと、心配ごとはありますか。【複数回答可】

全体	100.0%	1,406件
1. 自分や家族の健康	40.6%	571件
2. 災害のこと	4.9%	69件
3. 仕事・経済的なこと	13.3%	187件
4. 必要な物資の不足	5.8%	82件
5. 親のこと	5.3%	75件
6. 子どものこと	9.2%	129件
7. 地域のつながり（孤立・孤独）	9.1%	128件
8. 特にない	11.1%	156件
9. その他	1.8%	9件

【その他意見】

県外に外出できない / 家族全員コロナに感染した時、町からの支援が無かった / 交流ができなくなることによる孤立感 / 世間の目（田舎なので感染したことがすぐに知れ渡る）

問 23. 新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、あなたの意識に変化はありましたか。

【複数回答可】

全体	100.0%	1,425件
1. 外出しなくなった	16.6%	237件
2. 人と会わなくなった	13.6%	194件
3. 人や物に触れるのが怖くなった	5.2%	74件
4. 不安になることが多くなった	9.9%	141件
5. 健康に気を付けるようになった	34.0%	485件
6. 人とのつながりの大切さを知ることができた	10.9%	155件
7. 特にない	7.8%	111件
8. その他	2.0%	28件

【その他意見】

エッセンシャルワーカーなど多くの人に支えられていることに気づいた / 理不尽なことが多い / 出来ないことが多すぎてイラつきはじめた / 自分と他人の命が関係するので感染対策も進んでできる / 旅行、飲食店に行かなくなった / 大人数での会食をしなくなった / 気にしていないので意識の変化なるものは特にない / 健康にはもとより気を配っており、人とのつながりも大切にしている / 人を誘いにくくなった / SNSに流れる情報に惑わされてはいけないと思った / コロナ感染を機に禁煙している / マスクをしてない人がいる所に行きたくない / コロナワクチンは打たない方がいいとわかった

問 24. 新しい生活様式の中で、あなたが心掛けていることはありますか。【複数回答可】

全体	100.0%	2,118件
1. 手洗い・消毒	32.6%	690件
2. マスクの着用	36.2%	767件
3. 人の集まる場所には行かない	13.5%	285件
4. 県をまたいでの外出自粛	15.9%	336件
5. 特にない	1.8%	38件
6. その他	0.1%	2件

【その他意見】

食生活の改善 / 運動して体力をつける / 自己免疫の強化 / 極力外食したり外泊したりして、経済が活性化するような動きをする

問 25. コロナ禍の中で、現在あなたがしたいことはありますか。【複数回答可】

全体	100.0%	1,386件
1. 県外の家族に会いたい	14.9%	207件
2. 知人、友人に会いたい	12.5%	173件
3. 気軽に外出したい	24.0%	333件
4. 旅行に行きたい	24.7%	342件
5. 地域で集まりたい	8.9%	124件
6. 特にない	13.9%	192件
7. その他	1.1%	15件

【その他意見】

前のように知り合いや友達などと一緒に食事したり語り合ったりしたい / 病院、施設面会が自由にできるようになってほしい / イベントに参加したい / マスクのない生活 / 気軽に飲食したい / 職場での懇親会や忘年会をしたい

【自由意見】

- 社会福祉協議会の皆様の働きに心から感謝します。
- 行事や講演会開催の時は、手話通訳だけでなく希望に応じて要約筆記も準備してほしい。
- 農業に対する補助金は無いが、他県からの移住者には補助金がある。今苦しんでいるのは地元で農業を引き継ぐ若者です。ご検討ください。
- 地域の区長制度、自治体への参加が60%程度の今、集会をして持ち回りで区長をする意味があるのか？他市のマンションに住んでいる時は、何もなくても不自由はなかった。ゴミも分別しなくてもBOXに投げ入れていけばOKでした。家庭ごみも、出勤途中で出せる様に役場、公民館等に場所を作ってください。
- 回覧板の必要はありますか？我が家には不要です。
- 公民館等の自習室の開放をお願いしたい。町内で勉強できる所がなくて困っている。
- 大山町に住まわせていただき、数年の月日が経過しました。大山町はとてもあたたかく接して下さる方が多く、同じ村の人々も大変快く接して下さり心から感謝だなど強く感じている日々です。行政や諸々の取り組み、支援も手厚く、とてもありがたい地域だなどと感謝しております。
- 特に20～30代の方が地域の集まりに参加することが無いので、地域に溶け込むことが少ない。
- 高齢化や過疎化が進み、若者世帯が進学や就職を機に離れています。田舎暮らしを希望している人や移住したいと考えている人などを呼び込んで住んでもらえるような環境づくりが必要だと思います。閉鎖的な考えの方が多いですが、柔軟に取り組みしないと限界集落となりそうで不安です。
- 金婚式があったらいい。
- 早くコロナが終息し、自由におしゃべり、外出できるようになるといいなと思っております。
- 山間部には歩いて行ける距離にお店が一つもありません。一番近いところでも車で15～20分かかります。バスも1日に数本です。交通の便が悪い上に高齢者ばかりなので自動車は必須で、自主返納などと言ってられません。移動販売車やコインランドリー設置の検討、だんだんバスのように安価で利用しやすい送迎の仕組みがあれば良いなと思います。
- コロナ禍の中で生活が大きく変わりました。地域の中で当たり前のようであった行事や活動が無くなり、したいことも出来なくなりました。「ないならないで楽だな」と思うこともあります。関りが無くなることで関係性も希薄になり、「これでいいのかな」と懸念する所もあります。コロナ禍も色々な場面で緩和されることも増えています。

緩和の波に乗りながらコロナと上手に付き合い、また地域との関りを深めることができるよ

うな行事なども復活させたいと思います。コロナになると外出も出来ず、若い人たちはネットスーパーなどが利用でき、また家族に買い出し等頼むことが出来ますが、お年寄りの方、独居の方などはどうしておられるのだろう・・・と思います。

そういった時に近所の方の力があればいいのに・・・と思うのですが、やはり日頃からの推進員の方の声掛けなどはいいいことだと思います。ありがたいことです。私自身もどこかで、何かしら力になれる事が出来ればと日頃考えています。

- 限界集落に生活し、この先10年一体どうなっているのか不安になることがある。若い世帯の減少による空き家の増加等あり、いつまでここで生活できるのやら。行政に切り捨てられそう。社協さんが助けてくれる役割が確かであれば大丈夫なのかな。広い大山町、住み良い場所で皆が笑顔でいられるように、どうかサポートしてください。
- 社会福祉協議会より各種募集がありますが、報告日までの期日が少なく、集約に大変困ることがあります。集落では役場からの区長文書発送日（毎月第2、第4木曜日）に合わせて回覧文書、配布文書を集落内に配布しております。どうか社会福祉協議会も役場と連携していただき、上記スケジュールに合わせていただくと助かります。
- 役場よりイベントポスターの配布があり、掲示を要請されるので、人目にわかる箇所へ、天候を気にしながら掲示しておりますが、イベント中止連絡も何もなく、ボランティアの報告をして初めて中止がわかるような状態です。開催の町内放送はしても中止の放送はしない。ホームページありきでよいのでしょうか？
- この地域は独居の方が多い。私の出来る事はしてあげたいです。10数年病院勤務で介護職をしていましたので、体調不良の方々に対し、多少のお手伝いはできます。声掛けは自分が出来る間は自分のためにも頑張っていきます。
- コロナ禍の中で一番つらかったことは、入院していた家族と面会できなかったこと。会いたいと言っていた家族と面会できないまま亡くなったこと。今でも毎日、寂しい思いをした亡くなった家族に謝っています。もっと面会できる方法を考えていただきたいと思います。
- 社協の活動、取り組みがみえにくい（特に中山地区においての活動が見えない）。
- 福祉センターなかやまの二階がここ数年全く使用されていない。何か理由があるのでしょうか？せっかくの立派な施設が利用されないのはもったいない。
- コロナ感染時、保健所の対応が全くなく、食料を購入する事もできず役場も対応してくれなかった。このような時対応していただけたら助かります。
- 何かの役に立てればと思い防災士になったけれど、その翌年からコロナで何もできなくなり、研修や講習もなく残念です。
- 地域活動、特にいきいきサロンは、高齢者にとって最も重要な社会参加の一つだと思います。町が補助金を出しているこの事業。したくても色々な事情で出来ない地域が多いと思います。様々なボランティア活動をしてきた中で思うことは、人の集まりで一番のネックは交通手段でした。参加したくても行くことができない人たちを多く見してきました。

最近コミュニティウェルビーイング研究所が、色々な場所で活躍されています。人の集まりを待つのではなく、主催者が条件により、活動できる場に出向いていく時代がやってきたのではないのでしょうか。

それには町や社協等でもっと協議してもらい、地域に補助金を出すばかりでなく、一般社団法人等に協力していただく（民生委員さんの情報提供）等が、より多くの子どもまたは高齢者への福祉につながる近道だと思います。

- 一人でも多く福祉に関心を持ってもらえる町づくり。
- アンケートの回収は、①封筒入りで ②対面回収はNG お願いします。
- 高齢者等で車の無い人などへの町の対応や、社会福祉協議会でお世話してもらっているタクシ

- ーチケットは、地域の独居高齢者に喜ばれている。
- アンケートを集めて集計して終わりになっていませんか？役に立つことがあるだろうか？
  - 車での移動が主で、近辺に食品等調達できるお店が無く、また公共交通機関も不足しているので、日々安心して生活できるように対策をお願いします。
  - 福祉活動をする中で、トラブルを恐れずに積極的に活動してほしい。
  - 現在 70 歳で車を運転しているが、この先いつまで運転できるのか・・・買い物、交通の便がとて心配です。バスが運行されていますが、重いものを持って自宅までの事を思うと、たくさんの方が辛い思いをしていることと思います。特に近くに店の無い大山町では。
  - 夫婦とも高齢のため、隣近所の方にお世話になっています。(雪かき、枝の剪定、掃除、ゴミ出し等)。とてもありがたいです。
  - 足腰の弱っている高齢者は、マイカーが使えないと健康維持、友人との交流、買い物、文化生  
活維持などの生活そのものの維持が難しくなる。田舎の暮らしは困難の極み！
  - 車が無ければ不便な地である。免許返納後、車が無ければ行けないようなところ(役場、銀行、  
郵便局、店など)にどのようにして行くか不安である。タクシー会社は少なく、10 分程度で行  
ける所にも数千円かかる。町のシステムがどうなっているか知らないが、行かなければなら  
ない所に安く行ける手段、方法があれば幸いである。
  - 自分の集落は、「区長」は毎年順番で交代して努める形が昔から決まっている。しかし時代とと  
もに戸数が減り、高齢化により区長を務める人も減り・・・いつの間にか数年に1回は区長を  
経験しなくてはならないという状況自体に責任を感じております。順番が来れば、「手助け」だ  
と思って務めるつもりです。
  - 近所付き合いが希薄になった気がする。今の状態が“普通”になり、コロナが収束しても、以  
前のような付き合いまで戻らないかとも思っている。
  - 地域の住民同士の関わり方が深いと、スムーズな防災活動ができると思う。
  - 時々中山温泉で行われる映画鑑賞に出かけていますが、良い映画は沢山見せてほしいと思いま  
す。
  - 我が家は介護認定してもらっている家族がいるのでケアマネージャーと繋がっているのですが、  
そうでない家の方はどこにどう相談してよいのかわからないようです。また近所の人に知られ  
たくないと思っている家庭もあります。自分の地域を把握するのも大変な時代です。
  - コロナ禍ですが、予防しながら過剰に反応することなく近所付き合い等日常生活を送りたいと  
思います。
  - 仕事での県外出張(東京、大阪)は大幅に減ったがゼロではない。地区の集会に参加する際に  
は、PCR または抗原検査をして陰性を確認してから参加するなどの取り決めが必要では？
  - 新型コロナウイルス陽性者が急激に増大している。行政はもっと考慮すべきではないか。
  - どのような補助、支援があるのかの情報が単発的なものが多く、全体としての姿が見えない。
  - 町民の意見、願いを自分に置き換えて考えてください。危険と思われることの相談も地区に丸  
投げで終わるようではどうにもならない。
  - コロナ禍のため会合等出席できなかった。福祉推進員をやっているが、地区の集まりもないの  
で、高齢者の方の情報等収集できなかった。
  - 高齢者が元気な町になってほしい。60 歳を過ぎると足腰が弱くなり、筋力をつける必要があり  
ます。カーブスは遠くて行けないので、運動器具を購入し自宅で運動している。今は足のだる  
さ、つまずき等が無くなり体が軽くなった。運動の大切さを感じている。



## 第4次大山町地域福祉計画・大山町地域活動福祉計画

---

令和5年3月31日発行（令和8年3月31日改訂）

発行：大山町・大山町社会福祉協議会

編集：大山町総合福祉課

〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋 467 番地

Tel 0859-54-5231 Fax 0859-54-5235 E-mail [fukushi@daisen.jp](mailto:fukushi@daisen.jp)